

令和元年 12 月 2 日
【関係資料 2】行政改革懇談会

栗東市財政運営基本方針【改訂版】（案）

【令和 2 年度～令和 6 年度】

令和〇年〇月

滋賀県栗東市

財政運営基本方針の改訂にあたって

国においては、地方財政の果たす役割として「福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備をはじめとした国民生活に密接に関連する行政はその多くが地方公共団体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占めている。」とされています。

地方分権が叫ばれて久しくなりますが、この間、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や規制緩和など、具体の改革がなされてきました。

また、少子高齢社会に伴うわが国の将来人口の減少による消費・経済力の低下が、日本の経済社会に対して大きな重荷になることが危惧される中、国では、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことで、将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的に「長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されたことを受け、本市においても「栗東市人口ビジョン」及び「栗東市総合戦略」を策定し、まちの特長や強みを生かした諸施策の実施により、まちの活力維持、向上を図るべく取り組みを進めています。

こうした中で、市の財政運営については、社会経済情勢や市民ニーズの変化を鋭敏にとらえ、その時々に応じた最適な財源配分による予算の執行を行わなければなりません。それにあたっては、単年度だけでなく過去からの財政の推移も踏まえた現状の財政状況の客観的な評価をするとともに、中長期的な視野に立った将来の財政見通しに応じた運営が必要となります。

本市の財政状況の悪化を受け、今日まで市民皆様のご協力のもと様々な改革を実行し、また、平成 27 年度には「栗東市財政運営基本方針」を策定し、様々な目標設定とそれに沿った財政運営に努めてきました。

今般、その運用期間の最終年度を迎え、市財政の現状と課題を市民の皆様にはわかりやすくお伝えするとともに、これまでの方針の目標達成状況や、現在の本市の財政状況の評価を行い、今後の財政運営にかかる基本方針の改訂を行うものです。

本市においては、今後においても不断の努力でより一層の財政健全化を図る必要があると考えており、行財政改革の一層の推進に、市民の皆様のご理解とご協力をいただけるようよろしくお願い申し上げます。

目次

第1章 基本方針策定の目的

1 市の財政運営と改革

- (1) これまでの市の財政運営 ----- 4
- (2) これまでの財政健全化に向けた諸改革 ----- 5

2 栗東市財政運営基本方針の策定

- (1) 方針策定の経緯、目的 ----- 6

第2章 基本方針の位置づけ

1 改訂後の栗東市財政運営基本方針の位置づけ

- (1) 改訂後の方針の位置づけ ----- 7
- (2) 運用期間 ----- 7
- (3) 目標年度 ----- 7

第3章 市財政の現状

1 普通会計決算の推移

- (1) 決算規模（歳入決算額・歳出決算額）の推移 ----- 9
- (2) 決算収支（実質収支・単年度収支・実質単年度収支）の推移 ----- 10

2 歳入の状況

- (1) 科目別歳入決算額の推移 ----- 11
- (2) 市税決算額の推移 ----- 12
- (3) 地方交付税と財政力指数の推移 ----- 13

3 歳出の状況

- (1) 目的別歳出決算額の推移 ----- 15
- (2) 性質別歳出決算額の推移 ----- 17
- (3) 義務的経費の推移 ----- 20
- (4) 投資的経費の推移 ----- 21

4 起債及び基金現在高の状況

- (1) 起債現在高の推移 ----- 22
- (2) 基金現在高の推移 ----- 23

第4章 分析指標等から見る市財政

1 決算分析指標

(1) 経常収支比率の高止まりによる財政の硬直化	25
(2) 厳しい水準が続く財政健全化判断比率	26
(3) プライマリーバランスの黒字	31
(4) 起債現在高の標準財政規模比	32
(5) 財政調整基金等の標準財政規模比	33

第5章 財政運営基本方針

1 栗東市財政運営基本方針の体系

(1) 栗東市財政運営基本方針の体系	36
--------------------	----

2 本方針に基づく取り組みの評価

(1) 平成30年度までの目標達成状況	37
---------------------	----

3 諸指標の近隣市等比較

(1) 財政分析諸指標の近隣市等比較	38
--------------------	----

4 市財政の安定に向けた諸指標の目標

(1) 経常収支比率	42
(2) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率	42
(3) 実質公債費比率	42
(4) 将来負担比率	42
(5) 起債現在高	43
(6) 財政調整基金、減債基金現在高	43

5 市財政の安定に向けた運営方針の目標

(1) 事業の新規・拡大にかかる方針	43
(2) 市税収入をはじめとしたより一層の財源確保	43
(3) 実質単年度収支の均衡	44
(4) 国県等補助金や交付税措置のある起債の積極的活用	44
(5) プライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字継続	44
(6) 起債資金の安定的かつ低利での調達	44
(7) 予算・決算をはじめとしたわかりやすい財政情報の公表	44

6 今後留意を必要とする点

(1) 高齢化及び人口減少社会への対応	44
(2) 老朽施設等長寿命化への対応	45
(3) 今後想定される大規模事業への対応	45

■用語解説	46
-------	----

第1章 基本方針策定の目的

1 市の財政運営と改革

(1) これまでの市の財政運営

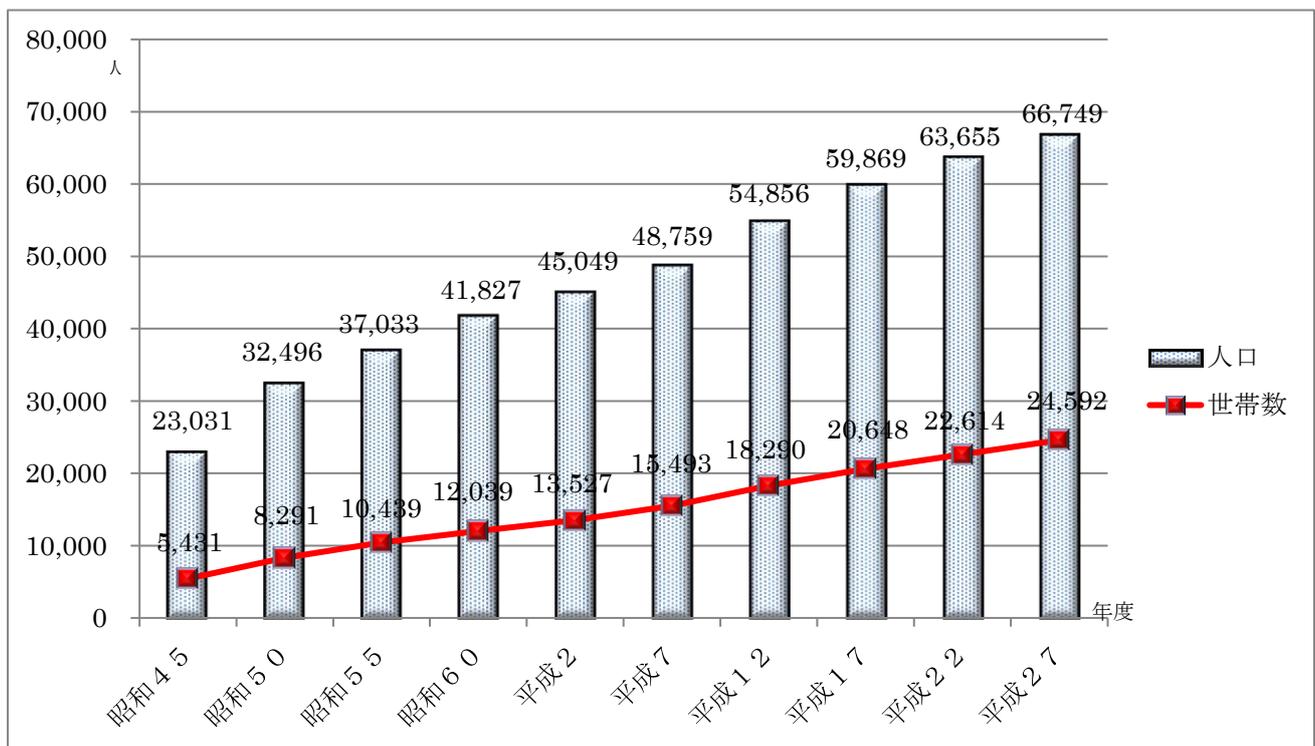
栗東市は、滋賀県南部地域の京阪神地区への通勤圏に位置し、市域を国道1号、8号が通過し、その国道分岐点にアクセスするような形で名神高速道路の栗東インターチェンジがあります。さらに鉄道では東海道新幹線、JR琵琶湖線、JR草津線が通過し、交通の要衝としての地の利により、製造業や流通業など数多くの企業が立地しています。

こうしたことにより、法人市民税をはじめとした税金が多く、昭和58年度から平成21年度までの27年間にわたって普通交付税の不交付団体であったこともあり、「財政豊かなまち(市)」として近隣や滋賀県内でも認知されてきたところです。

人口についても、このような企業立地に伴う地域の発展やJR琵琶湖線への駅設置とも相まって、比較的短期間に増加してきました。(表1)

平成27年3月末現在の人口は約6万7千人でありましたが、平成31年3月末現在では約6万9千5百人に達しており、今なお人口が伸び続けています。

(表1) 栗東市の国勢調査人口及び世帯数の推移 (単位：人・世帯)



本市では、過去において豊かな財政力を背景に様々な施策の展開を図ってきましたが、長引く不況などによる税収の減少や急激な人口増に対応するための投資等による起債残高の増、扶助費や公債費といった義務的経費の増加や単年度の収支を調整する財政調整基金等の減少など、財政の逼迫度合いが高まる中、新幹線新駅の設置とその周辺整備である土地区画整理事業の中止とも相まって、栗東市土地開発公社の資金繰りの問題も発生してきたことを受け、思い切った財政改革を行う方向へと舵をきったものです。

(2) これまでの財政健全化に向けた諸改革

上記を踏まえ、本市においては次の改革を行い、財政の健全化に取り組んできました。

財政再構築プログラム

(期間：平成20年度～22年度)

(計画額 14.1億円  実績額 16.8億円：平成22年度時点)

更なる財政再構築プログラム

(期間：平成22年度～23年度)

(計画額 2.2億円  実績額 3.6億円：平成23年度時点)

(新) 集中改革プラン

(期間：平成24年度～26年度)

(計画額 5.3億円  実績額 5.9億円：平成26年度時点)

土地開発公社の抜本的改革

新幹線新駅設置と栗東新都心土地区画整理事業の中止により発生していた栗東市土地開発公社の資金繰りの問題解決のため、第三セクター等改革推進債を活用して土地開発公社を解散。(平成25年度 起債額：158.2億円)

2 栗東市財政運営基本方針の策定

(1) 方針策定の経緯、目的

本市の財政逼迫状態が続く中で、市民の皆様にもご協力をいただき、これまで様々な行財政改革に取り組んできました。

平成26年度をもって集中改革期間が終了し、財政収支も均衡体質に近づきつつあるものの、財政分析にかかる諸指標の他団体比較では、市財政を取り巻く状況は依然として厳しく、これまでの行財政改革による効果の継続と、国や県の施策に伴うものや社会経済情勢の変化等により必要となるもの、セーフティーネットへの対応などを両立させた予算編成を行うため、全体的な財政バランスをしっかりと見極めた財政運営を行っていく必要があります。

また、財政の健全化を達成し持続可能な行財政運営を行うため、第七次栗東市行政改革大綱において、「規律を遵守した堅実な財政運営」を目標として掲げ、その推進計画に「財政運営の基本方針の策定」を盛り込んでいます。

財政健全化と堅実な財政運営を達成するため、様々な財政分析指標について一定の数値目標や定性目標を設け、その達成に向けた取り組みを進める財政運営基本方針を策定したものです。

第2章 基本方針の位置づけ

1 改訂後の栗東市財政運営基本方針の位置づけ

(1) 改訂後の方針の位置づけ

この方針は、令和元年度に策定する「第六次栗東市総合計画」と、同時策定の「第八次栗東市行政改革大綱」での「規律を遵守した堅実な財政運営」を具現化するために策定し、これとの整合を図るものとしします。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第六次栗東市総合計画									
(前期基本計画)					(後期基本計画)				
第八次栗東市行政改革大綱					第九次栗東市行政改革大綱(予定)				
栗東市財政運営基本方針(今回改訂)					栗東市財政運営基本方針(次回改訂)				

(2) 運用期間

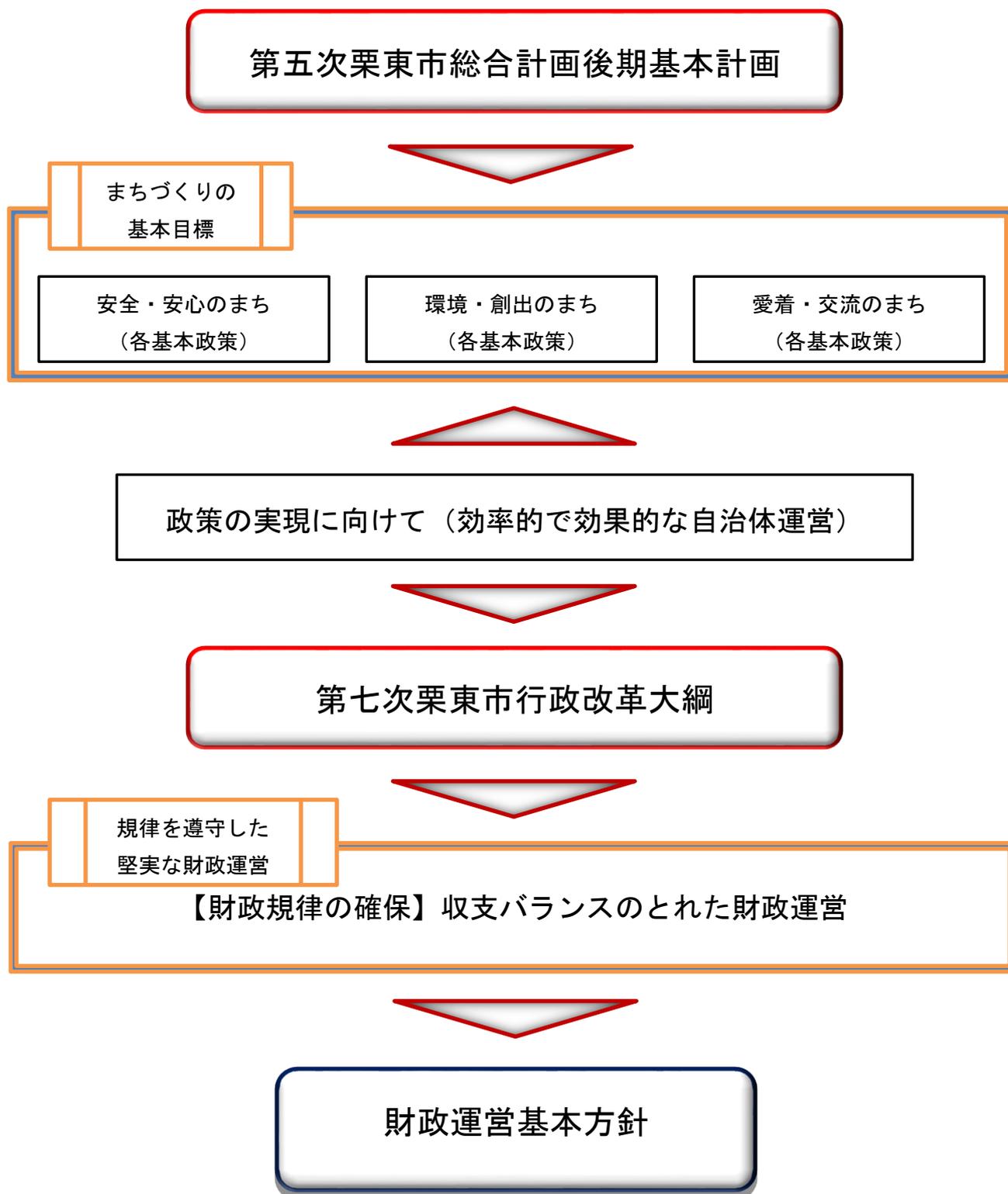
この方針の運用期間は、策定から令和6年度までとして栗東市総合計画及び栗東市行政改革大綱との整合を図るとともに、令和7年度以降の方針は令和6年度に見直すものとしします。

ただし、社会経済情勢の急激な変化や地方財政制度の改正、予期せぬ行政需要の発生など、市の財政運営に大きな影響を及ぼす事象が起こった場合は、随時見直すことができるものとしします。

(3) 目標年度

この方針に基づく財政運営を通じて達成を目指す財政指標の数値目標は、本方針の運用期間の令和6年度までの内容を「短期目標」として設定し、それ以降おおよそ25年程度にかかる内容を「長期目標」としします。

(図2) ※第六次総合計画等との整合を図るためペンディング



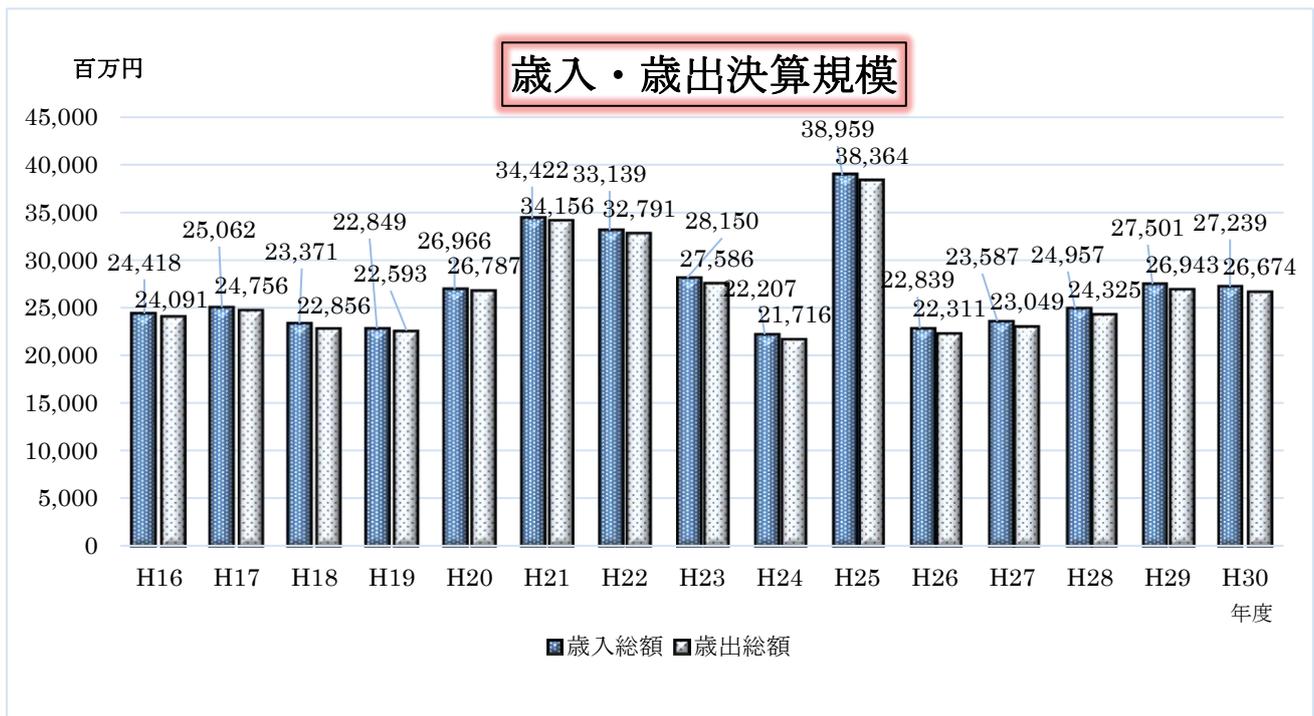
第3章 市財政の現状

1 普通会計決算の推移

(1) 決算規模（歳入決算額・歳出決算額）の推移

本市財政の歳入・歳出決算規模は、平成20年度から23年度の4年間は、新幹線新駅計画と周辺土地区画整理事業の中止によって信用低下に陥った栗東市土地開発公社への貸付金が含まれており、また、平成25年度においては、土地開発公社解散に伴う第三セクター等改革推進債と保証債務履行金が含まれていることから、決算規模が上振れをしています。なお、およそ通年で220億円から270億円の範囲で推移しています。

平成30年度決算では、歳入が272億3千9百万円、歳出が266億7千4百万円となりました。歳入では、市税や基金繰入金が増加したものの、歳出では、普通建設事業費の減少などにより、平成29年度決算規模を下回りました。（普通会計(*1)ベース）



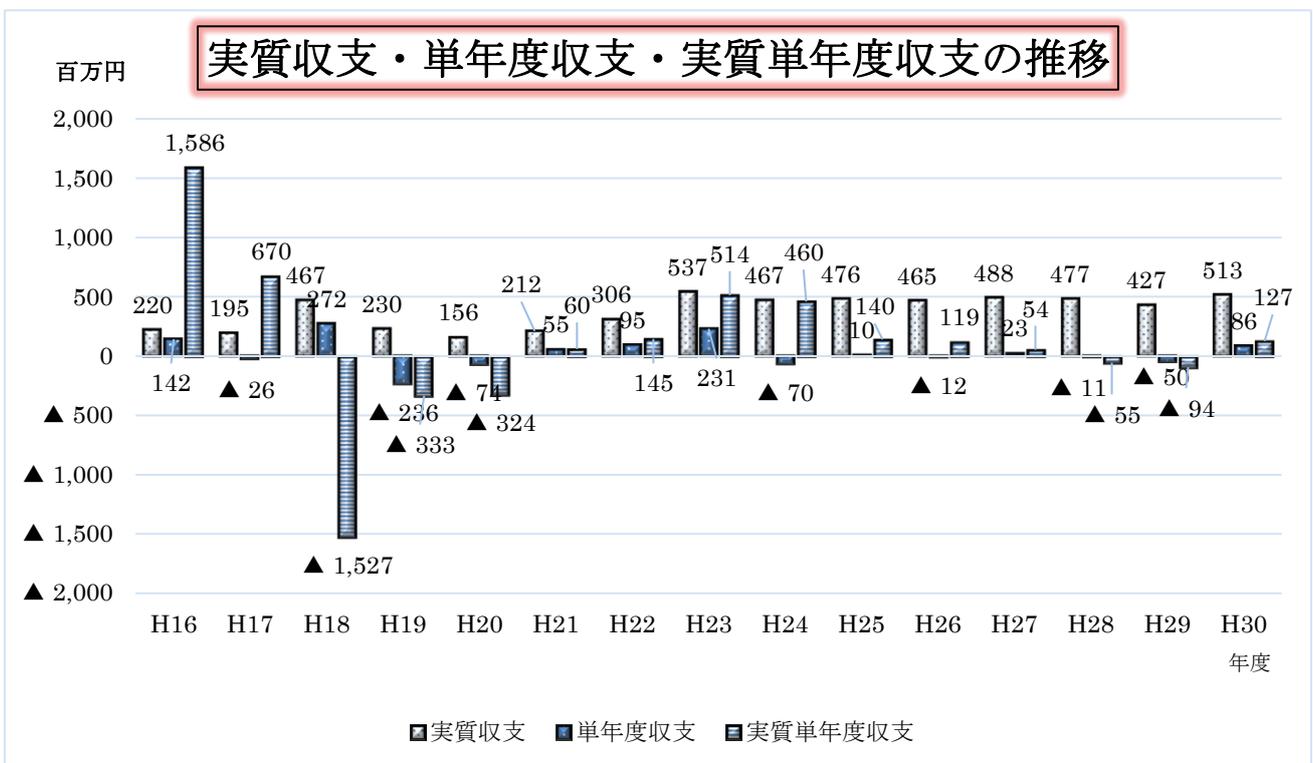
★普通会計(*1)

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な把握を容易にするため、地方財政の統計上統一的に用いられる会計区分。公営企業会計等を除く会計で構成され、本市では基本的に「一般会計」「土地取得特別会計」「栗東墓地公園特別会計」「栗東新都心土地区画整理事業特別会計」で構成されています。

(2) 決算収支（実質収支・単年度収支・実質単年度収支）の推移

単年度の普通会計の収支を示す「実質収支(*2)」「単年度収支(*3)」「実質単年度収支(*4)」の推移は、以下のとおりです。当該団体の決算黒字・赤字を判断する実質収支は黒字で推移しています。一方、この実質収支に前年度からの繰越額や、基金からの繰入や積立、地方債の繰上げ償還といった黒字要素や赤字要素を加味した実質単年度収支は、平成28年度～29年度にかけて赤字でしたが、平成30年度決算では黒字となりました。

なお、平成16年度～18年度の間の実質単年度収支が大きく上下に振れているのは、市たばこ税県交付金制度が設けられ、これの交付に向けての財源を、財政調整基金への積立や繰入で調整したことによるものです。



★実質収支(*2)

決算における歳入歳出差引額から、何らかの理由によって翌年度へ繰り越した支出に必要な財源を除いた額です。

★単年度収支(*3)

当該年度だけの実質収支であり、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額になります。

★実質単年度収支(*4)

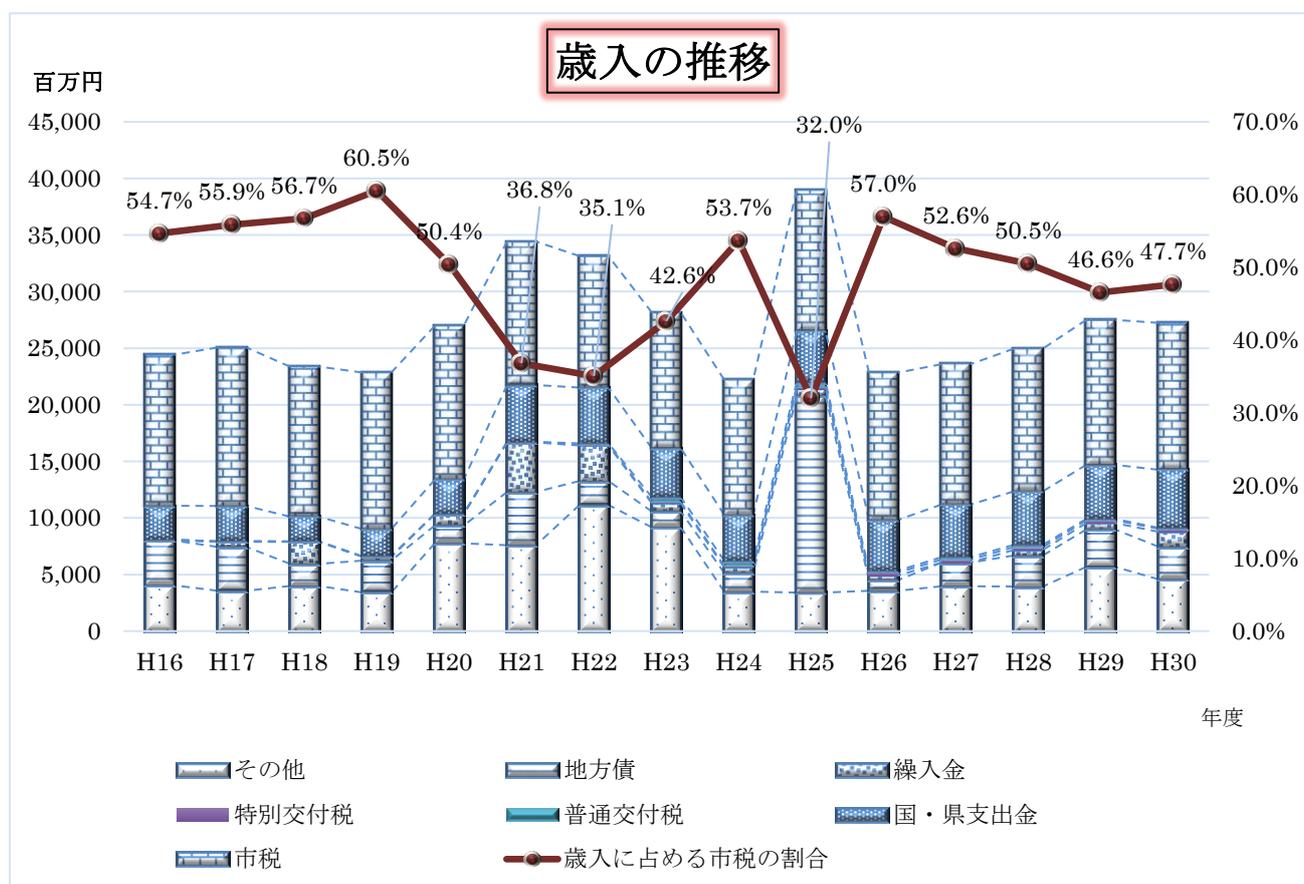
単年度収支の中に含まれる財政調整基金への積立や地方債の繰上げ償還といった黒字要素と、財政調整基金からの繰入といった赤字要素をそれぞれ控除したものです。

2 歳入の状況

(1) 科目別歳入決算額の推移

市の歳入は、その用途が限定されている特定財源(*5)（国や県からの補助金や使用料など）と用途が限定されていない一般財源(*6)（市税や普通交付税、特別交付税など）があります。

一般財源の多くを占める市税収入の歳入に占める割合では、栗東市土地開発公社への貸付をおこなっていた時期（平成 20 年度から 23 年度）や第三セクター等改革推進債を借り入れた平成 25 年度を除くと、おおむね 50%台という高い水準で推移してきましたが、平成 29 年度決算ならびに 30 年度決算では、50%を割り込む結果となっています。



★特定財源(*5)

その用途が特定されている財源。国県支出金や地方債、分担金、負担金、使用料、手数料など。

★一般財源(*6)

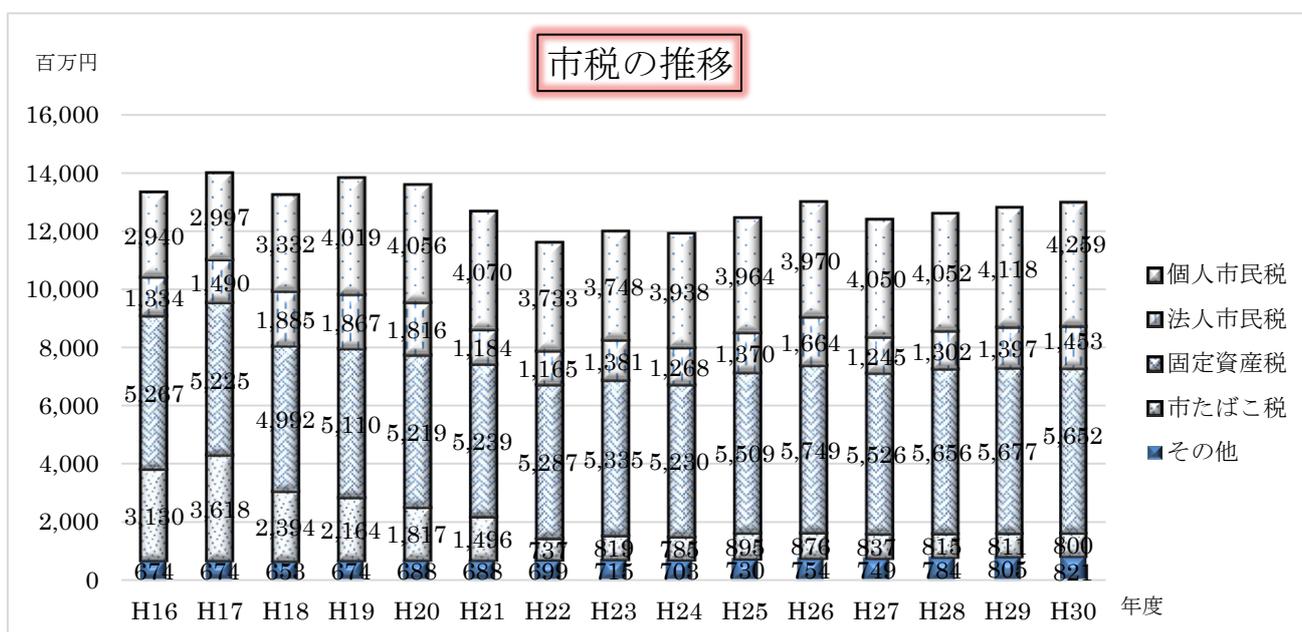
用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。市税や譲与税、地方交付税など。

(2) 市税決算額の推移

本市の市税(*7)については、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税があります。市税収入全体としては、平成 17 年度に約 140 億円の収入がありましたが、この時点では、市たばこ税が約 36 億円、26%弱を占めていました。市たばこ税については、市町村たばこ税都道府県交付金制度(*8)が導入されたことなど、納税環境の変化により徐々に低減し、最近においては約 8 億円、構成比 7%弱で推移しています。

景気の動向に左右されやすい個人市民税や法人市民税の最近の動向は、微増傾向にあると同時に、比較的安定した税財源とされる固定資産税も、同様に微増傾向にあります。

平成 30 年度決算における市税収入は、約 129 億 8 千万円で、平成 29 年度比 1.4%の伸びとなりました。



★市税(*7)

市税のうちの市民税は、個人市民税と法人市民税に分類されます。市町村では、日常生活に欠かせない多くの行政サービスを提供しており、様々な税を納めていただくことによってその財源を賄っています。個人市民税は、税金を負担する能力のある方すべてが均等の税額を納める均等割と、その方の所得金額に応じて納める所得割で構成されています。また、法人市民税は、市内に事業所などを有する法人などに対して課税され、均等割と法人税割があります。また、固定資産税は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者にその資産価値をもとに納めていただく税であり、その他、軽自動車税、市たばこ税、都市計画事業等を実施するための都市計画税があります。

★市町村たばこ税都道府県交付金制度(*8)

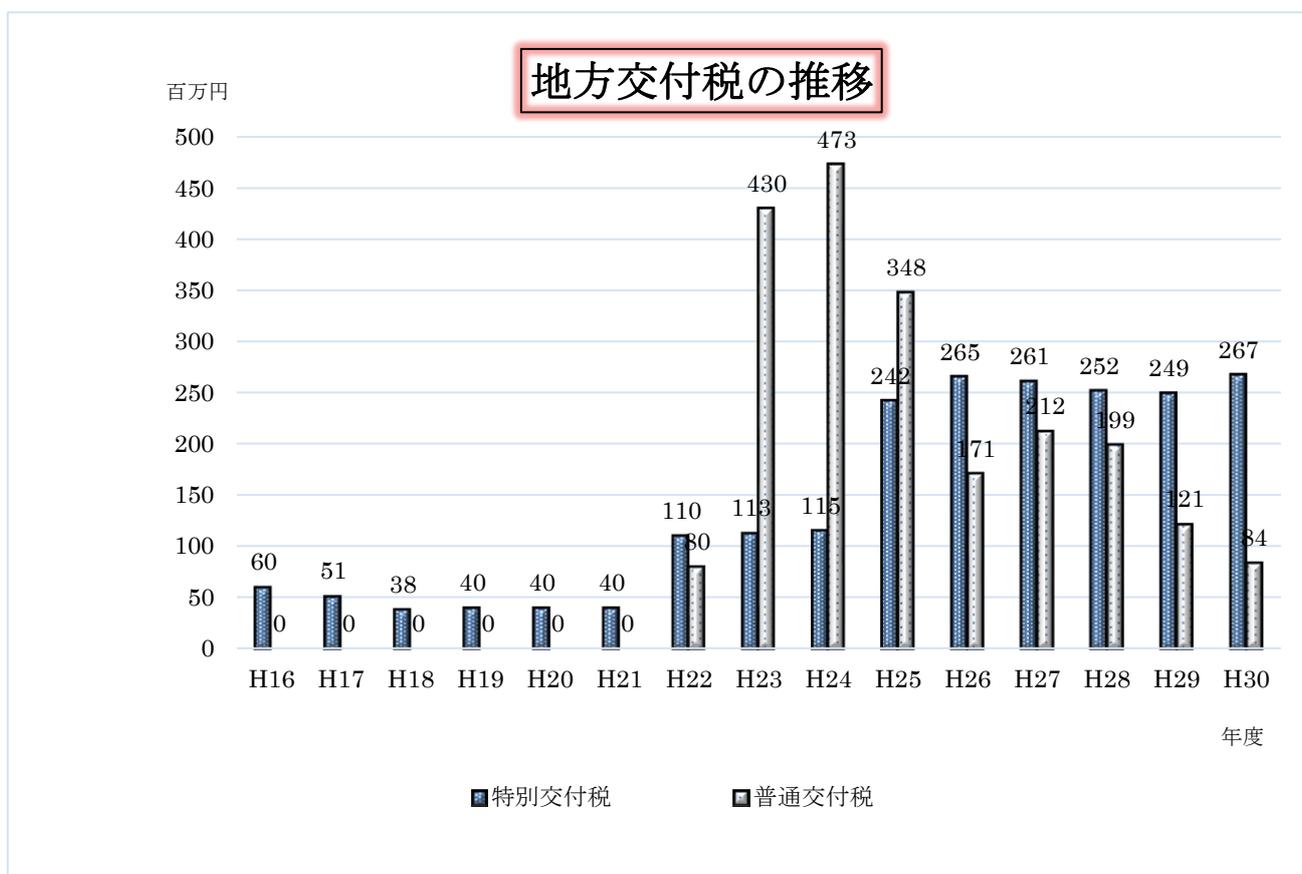
消費・購入が行われる市町村とたばこ税収の帰属市町村との乖離を是正する制度で、一定額を超えるたばこ税収があった場合は、その超過分を翌年度に都道府県に交付しなければならない制度。

(3) 地方交付税と財政力指数の推移

地方交付税(*9)は、普通交付税（交付税総額の94%）と特別交付税（交付税総額の6%）で構成されており、普通交付税は、各団体の財源の不均衡を調整するため、個々の財政力指数(*10)に応じて配分されています。

本市においては、比較的豊かな税収にも恵まれ、長期間にわたって普通交付税の不交付団体（財政力指数が単年度で1.000以上）でありましたが、長引く不況による税収減などの影響もあり、平成22年度には28年ぶりに交付団体になりました。

以降、毎年普通交付税の交付を受けてきましたが、令和元年度には再び不交付団体となっています。

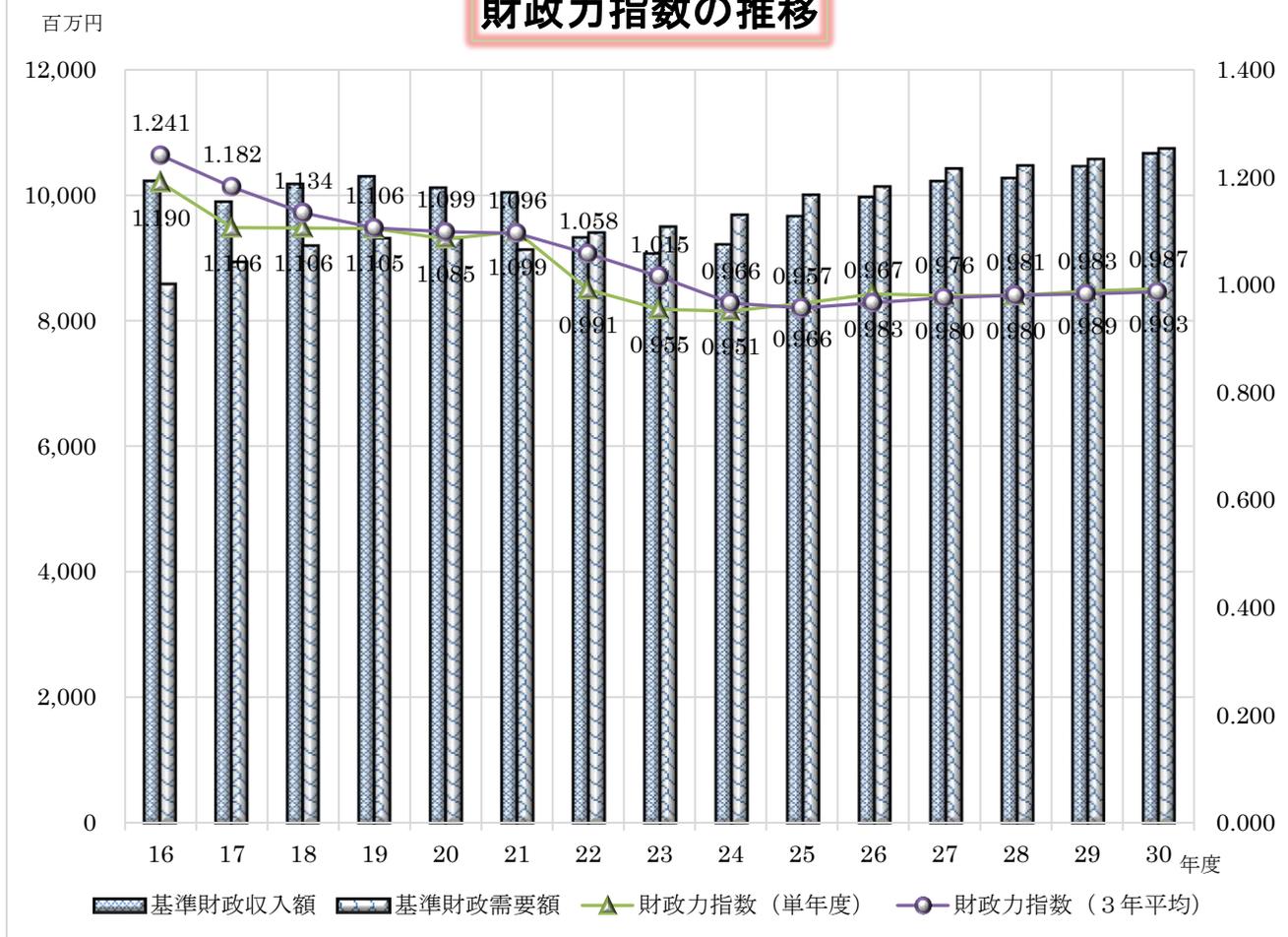


★地方交付税(*9)

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも一定水準の行政サービスを提供できるよう、国が都道府県及び市町村に交付する税です。これは、国税である所得税・法人税・酒税・消費税の一定割合と地方法人税の全額をもって総額とし、使いみちが決められる補助金などとは異なり、地方公共団体が自由に使える一般財源として交付されます。

また、交付税総額の94%は普通交付税であり、残りの6%は特別交付税として、災害対応など普通交付税に算入されない特別な事情のあるものに交付されます。

財政力指数の推移



★財政力指数(*10)

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額(*11)を基準財政需要額(*12)で割って得た数値であり、一般的には3カ年平均が用いられる。この指数の単年度数値が1.000を下回ると普通交付税の交付団体となる。

★基準財政収入額(*11)

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において収入が見込まれる税収入等を一定の方法によって算定した額。

★基準財政需要額(*12)

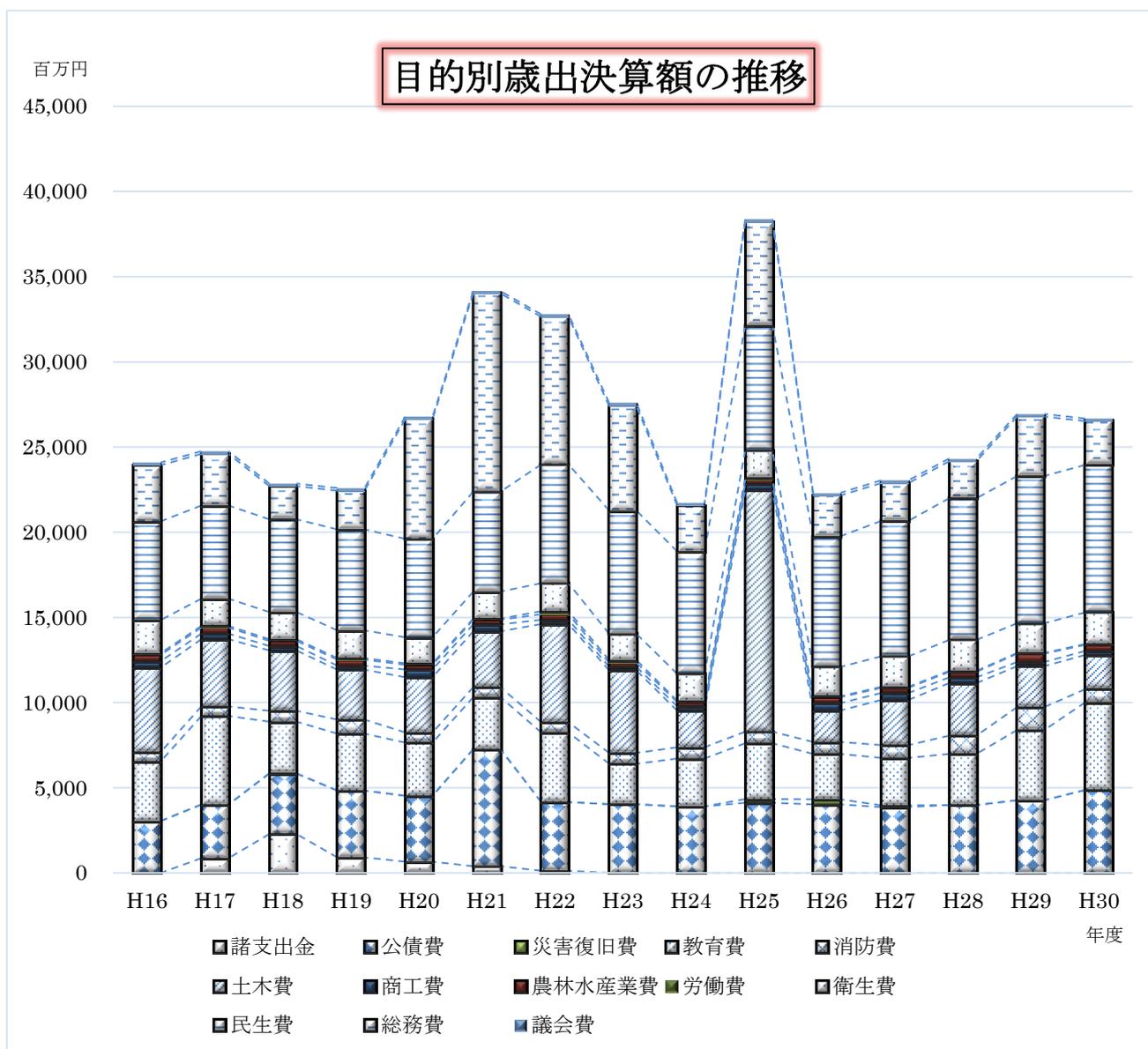
普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。

3 歳出の状況

(1) 目的別歳出決算額の推移

目的別歳出(*13)決算額では、平成20年度から23年度にかけては、新幹線新駅の中止により経営状況の悪化した栗東市土地開発公社への貸付を行っていたことから、総務費が大きくなっています。また、平成25年度には、第三セクター等改革推進債を原資として、栗東市土地開発公社の解散にかかる公社債務履行金の支出などにより、総務費及び土木費が大きく伸びています。

平成30年度においては、総務費が減債基金積立金の減などにより約9億2千万円、26.4%の減、土木費は国道8号バイパス整備などの関係で約3億9千万円、16.2%の減、消防費は防災拠点施設等整備費用など約5億7千万円、42.5%の減となっていますが、教育費においては、小学校空調設備整備費など約10億2千万円、24.7%増加し、公債費にあっても第三セクター等改革推進債の繰上償還などにより約6億円、14.0%の増となりました。



★目的別歳出(*13)

目的別分類は、地方公共団体の経費を、その行政目的によって分類したものです。

議 会 費：議会の運営にかかる経費です。

総 務 費：全般的な事務や人事管理、財産管理、統計、課税、総合的な企画に関する経費などです。

民 生 費：障がい者や高齢者、子育て支援など福祉にかかる経費です。

衛 生 費：健康診断やごみ処理など、疾病の予防、環境保全、健康増進などにかかる経費です。

労 働 費：勤労者のための各種施策の実施などにかかる経費です。

農林水産業費：農林業の振興や農道・林道の整備などにかかる経費です。

商 工 費：商工業や観光振興などの経費です。

土 木 費：道路や河川、公園などの社会資本整備や維持管理のための経費です。

消 防 費：消防・防災、災害対策に関する経費です。

教 育 費：幼稚園、小中学校や図書館、博物館などの整備や管理運営にかかる経費です。

災 害 復 旧 費：災害により被災した施設等の復旧費用です。

公 債 費：市債の元金や利子、一時借入金の利子を支払うための経費です。

(2) 性質別歳出決算額の推移

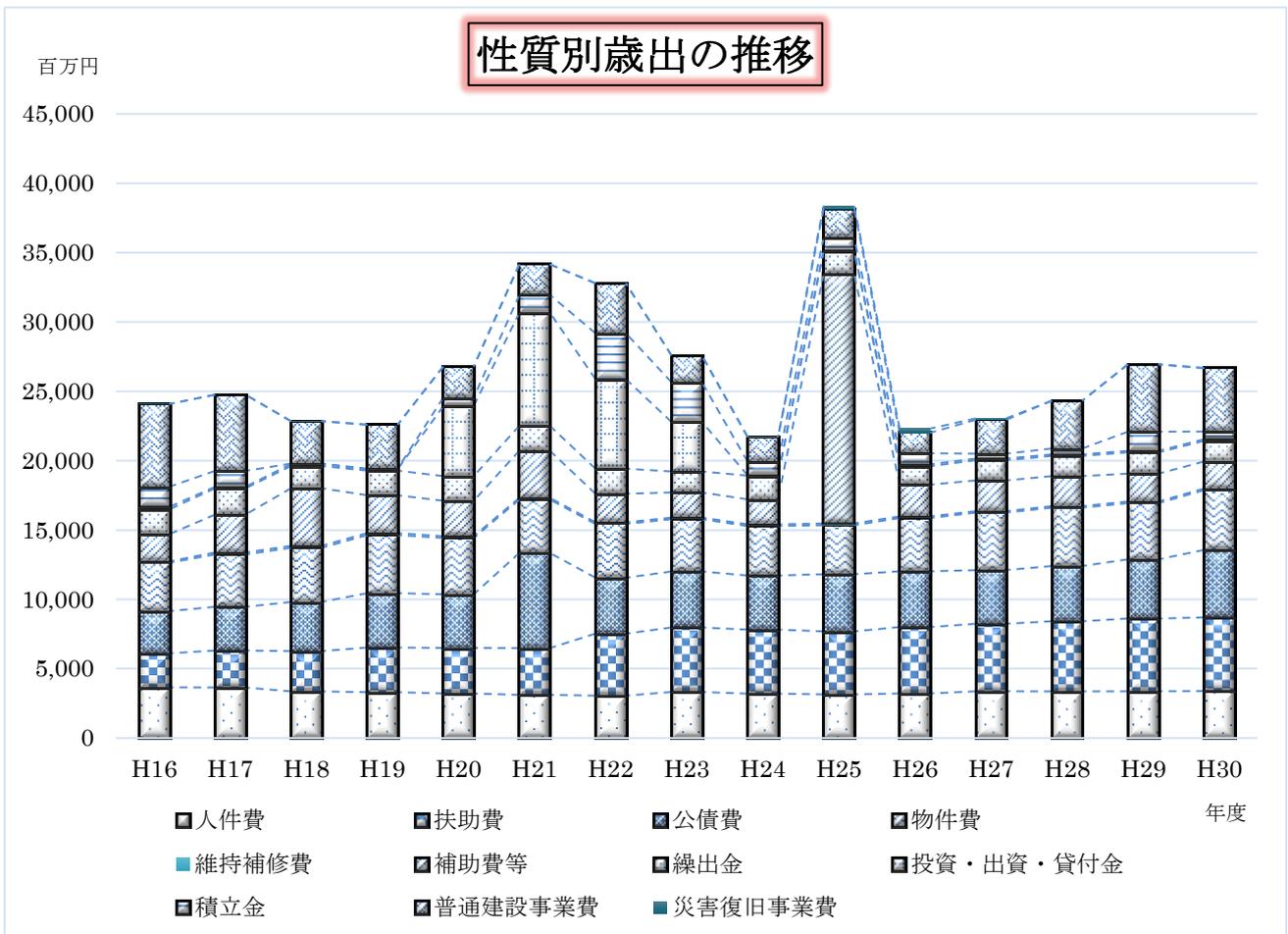
性質別歳出(*14)決算額については、義務的経費である扶助費が様々な給付事業の増嵩により平成16年度から30年度にかけて倍増しています。公債費においては、通常ベースで平成23年度に最も高くなり、その後減少しましたが、経営の悪化した栗東市土地開発公社の解散に要する経費として平成25年度に借り入れた、第三セクター等改革推進債の償還もはじまり、単年、約40億円程度で推移しています。

補助費等については、平成17年度から22年度にかけて交付した市たばこ税県交付金が決算を押し上げています。さらに、平成25年度には栗東市土地開発公社の解散にかかる公社債務履行金の支出などにより増嵩しました。

投資・出資・貸付金については、平成20年度から23年度にかけて、新幹線新駅の中止により経営状況の悪化した栗東市土地開発公社への貸付を行ってきたことから、決算額が大きくなっています。

投資的経費においては、平成16年度から17年度にかけて、総合福祉センターや大宝東小学校の整備を行ったことから決算額が上昇し、また、近年においては、防災拠点施設の整備や小学校の空調施設整備、新給食センターの整備などを行っています。

平成30年度においては、公債費が第三セクター等改革推進債の繰上償還などにより約6億円、14.0%の増、普通建設事業費では、小学校空調設備整備費などの増、防災拠点施設整備事業などの減により、トータルでは約2億8千万円、5.7%の減、物件費は、中学校給食の再開などにより、約2億6千万円、6.4%の増となっています。



★性質別歳出(*14)

性質別分類は、地方公共団体の経費を、その経済的性質により、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、普通建設事業費などに分類したものです。

人 件 費：職員給与や議員等報酬などの経費です。

物 件 費：消費的な性質を持つ経費で、賃金や旅費、需用費や委託料などが該当します。

維 持 補 修 費：道路や公共施設などを維持管理するために必要な経費です。

扶 助 費：社会保障制度の一環として、児童福祉法や生活保護法など法令に基づく被扶助者への支給や、市が単独で行う各種の扶助経費です。

補 助 費 等：市から民間や他の地方公共団体などに、行政上の目的により交付されるものです。主なものとして、報償費、役務費（保険料）、負担金・補助及び交付金、補償・補填及び賠償金、償還金・利子及び割引料などがあります。

普通建設事業費：道路橋梁、学校、公園、庁舎など公共または公用施設の建設にかかる経費です。

災 害 復 旧 費：災害により被災した施設等の復旧費用です。

公 債 費：市債の元金や利子、一時借入金の利子を支払うための経費です。

積 立 金：財政運営を計画的に行うため、財源の状況を見ながら基金への積立を行う経費です。

投資・出資・貸付金：公益上の必要性からの会社の株式の取得、また、特殊法人への出資、財団法人への出捐金、また、行政政策上の目的で行われる必要な資金の貸付です。

繰 出 金：一般会計と特別会計、または特別会計相互間において支出される経費をいいます。

【年度ごとの増減理由】(参考)

- 平成 16 年度 総合福祉保健センター整備事業、大宝東小学校用地取得費の増
- 平成 17 年度 市たばこ税県交付金の皆増、大宝東小学校建設事業の増、手原駅前広場整備事業、総合福祉保健センター建設事業の減
- 平成 18 年度 市たばこ税県交付金の増、大宝東小学校建設事業の減、庁舎耐震工事、大宝西保育園調理室整備の増、財政調整基金積立金の大幅減。
- 平成 19 年度 児童手当、乳幼児福祉医療費の増、市たばこ税県交付金の減、庁舎耐震工事、同報系防災行政無線整備、栗東西中学校増築工事などの増、総合福祉保健センター一元金償還金等の増。
- 平成 20 年度 庁舎耐震工事、教育施設の整備終了、新幹線新駅中止にかかる県負担金の基金積み立て増、市土地開発公社への貸付金皆増。
- 平成 21 年度 市たばこ税県交付金の減、定額給付金の増、公共用地等先行取得債繰り上げ償還皆増、新幹線基金積立金増、市土地開発公社貸付金の増。
- 平成 22 年度 生活保護費や子ども手当の増、市たばこ税県交付金の減、定額給付金の皆減、義務教育施設の耐震・増築事業の増、公共用地等先行取得債繰り上げ償還皆減、新幹線基金積立金増、市土地開発公社貸付金減。
- 平成 23 年度 生活保護費や子ども手当の増、市たばこ税県交付金の皆減、義務教育施設の耐震・増築事業の減、土地開発公社貸付にかかる新駅基金積立減、土地開発公社貸付金の減。
- 平成 24 年度 単独街路事業費の減、土地開発公社貸付にかかる新駅基金積立減、土地開発公社貸付金の皆減。
- 平成 25 年度 土地開発公社解散に伴う、公社保証債務履行金の皆増、第三セクター等改革推進債償還金皆増、新幹線基金積立減。
- 平成 26 年度 臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の皆増、公社保証債務履行金の皆減、街路事業や小中学校大規模改造事業の減、農林施設などの災害復旧事業の増、県市町振興資金借換による公債費の減。
- 平成 27 年度 番号制度対応システム改修費増、工場等誘致奨励金の減、国道 8 号バイパス整備、街路整備、小学校大規模改造事業費等増、道路災害復旧費皆減、農林業施設災害復旧費減、財政調整基金・減債基金積立金減、国保・介護・後期医療会計繰出金増。
- 平成 28 年度 臨時福祉給付金、障がい者自立支援給付費等増、国道 8 号バイパス関連用地先行取得、防災拠点施設整備費、新給食センター施設整備費等増、農林業施設災害復旧事業費皆減、新幹線基金等積立増。
- 平成 29 年度 障がい者自立支援給付、栗東駅 EV 整備費、保育所入所措置費等増、防災拠点施設、新給食センター施設整備費、学童保育所・保育園施設整備費等増、国道 8 号バイパス関連用地先行取得事業債償還金増、減債基金積立金増。
- 平成 30 年度 第三セクター等改革推進債繰上償還に伴う増、小学校空調設備整備費、認可保育所整備事業補助の増、防災拠点施設整備事業、国道 8 号バイパス関連用地先行取得費減、中学校給食再開などによる物件費増、減債基金積立金減。

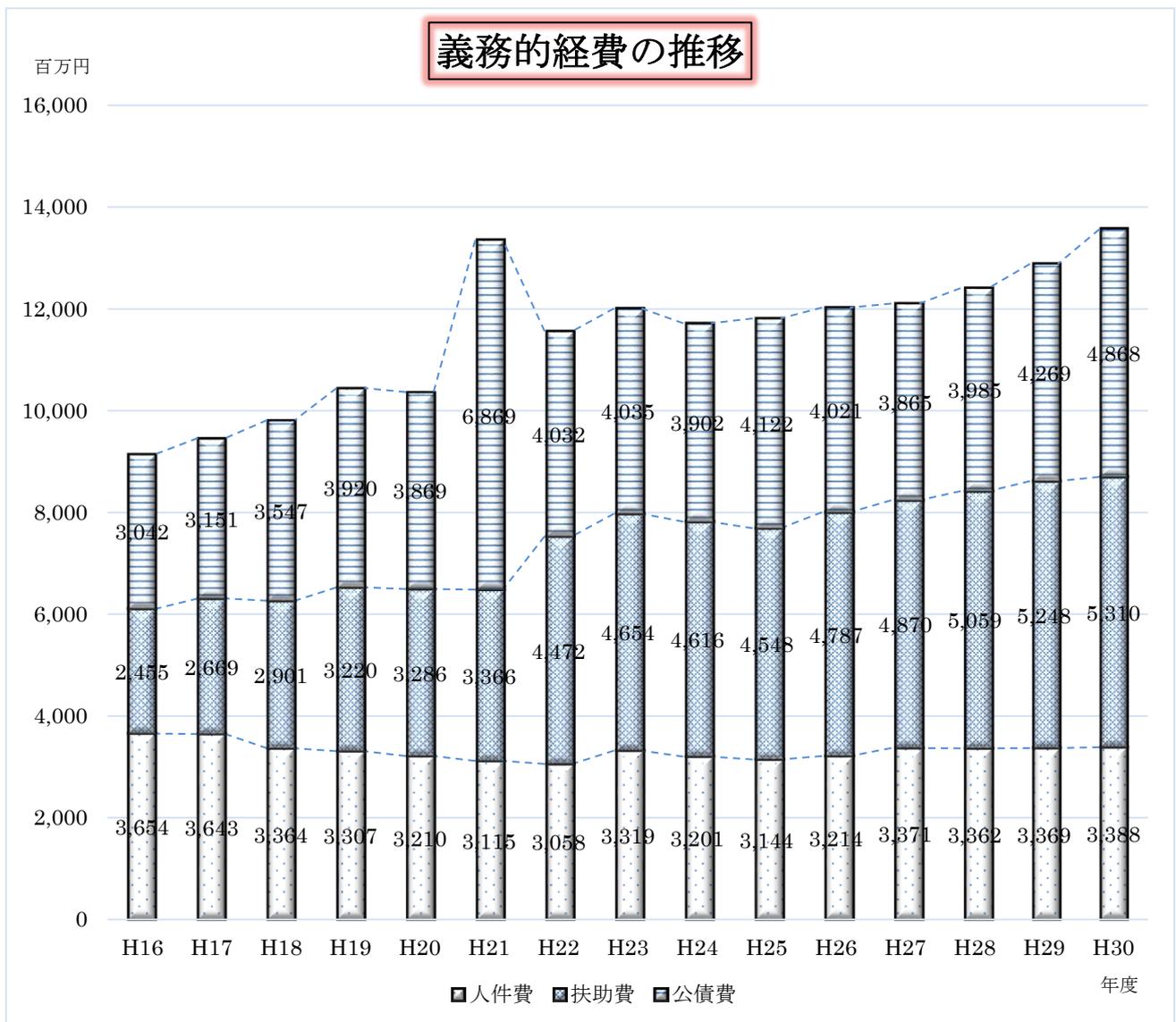
(3) 義務的経費の推移

性質別経費のうち、市の歳出の中で支出が決められた経費が義務的経費であり、人件費・扶助費・公債費がそれにあたります。

平成16年度決算と平成30年度決算を比較すると、人件費については約2億7千万円、7.3%の減ですが、社会保障的な経費である扶助費は、約28億6千万円、116.3%と大きく伸びています。

また、借入した起債の償還金である公債費は、第三セクター等改革推進債の本格償還が平成30年度から始まったことや繰上償還とも相まって、約18億3千万円、60.0%の伸びであります。

義務的経費全体では、約44億1千万円、48.2%の伸びであり、こうした負担がこの経費の性質上市の財政を圧迫する要因となっています。

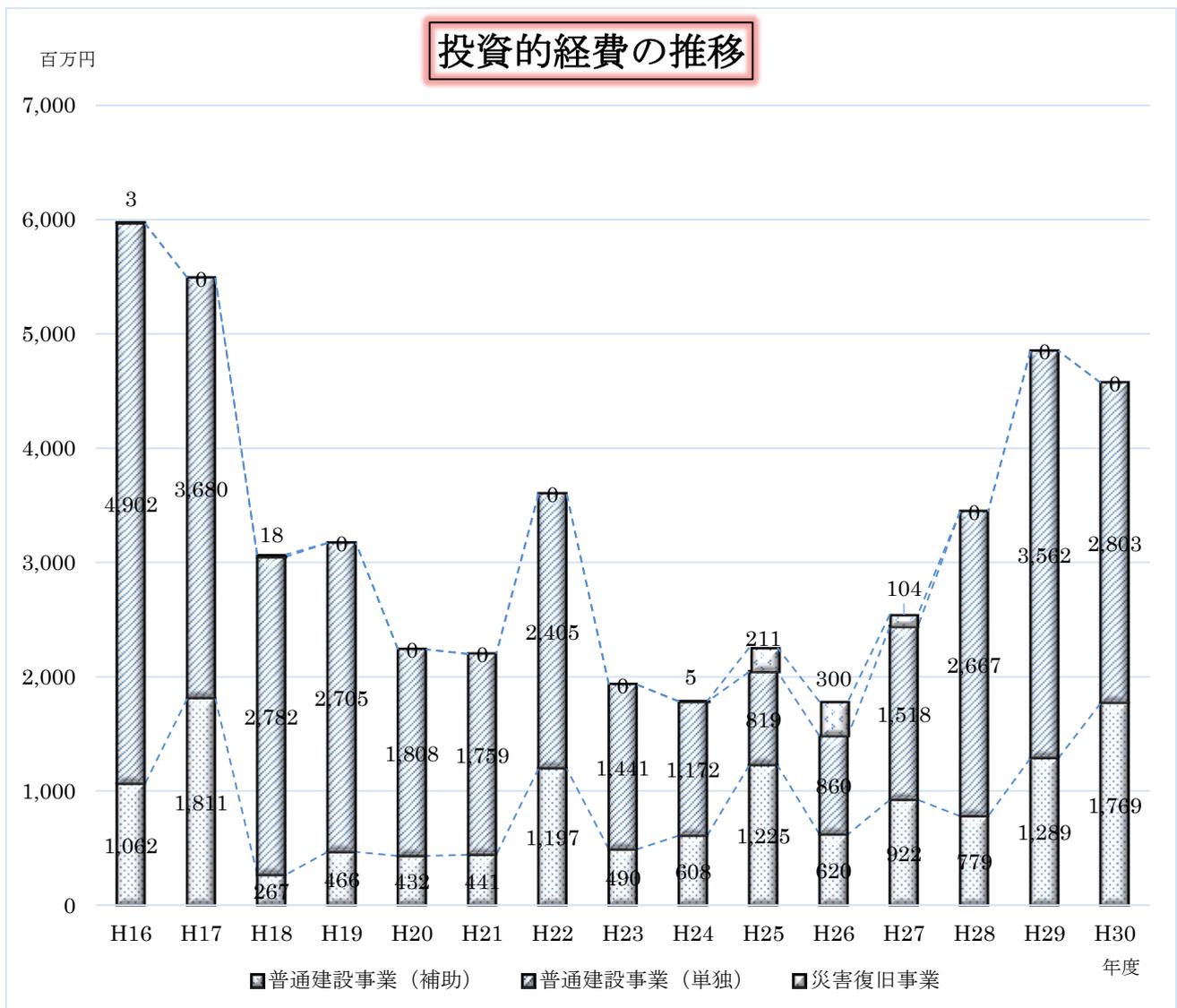


(4) 投資的経費の推移

道路、公園、学校などの建設や大規模改修など、社会資本の整備に要する経費で、普通建設事業費と災害復旧事業費で構成されるのが投資的経費です。

本市においては、平成16年度から17年度にかけて総合福祉保健センターや大宝東小学校の整備が重なったことにより、投資的経費が増加していますが、その後においてはいわゆる箱モノの新設を行わず、経費を抑制してきました。しかし、災害対応力の向上、老朽化した給食センターの更新、小学校空調設備の整備など、ここ数年の施設整備により投資的経費が増加しています。

また、平成25年度から27年度にかけては、平成25年度の台風により被害をもたらした市内各所における災害復旧事業費を支出しています。



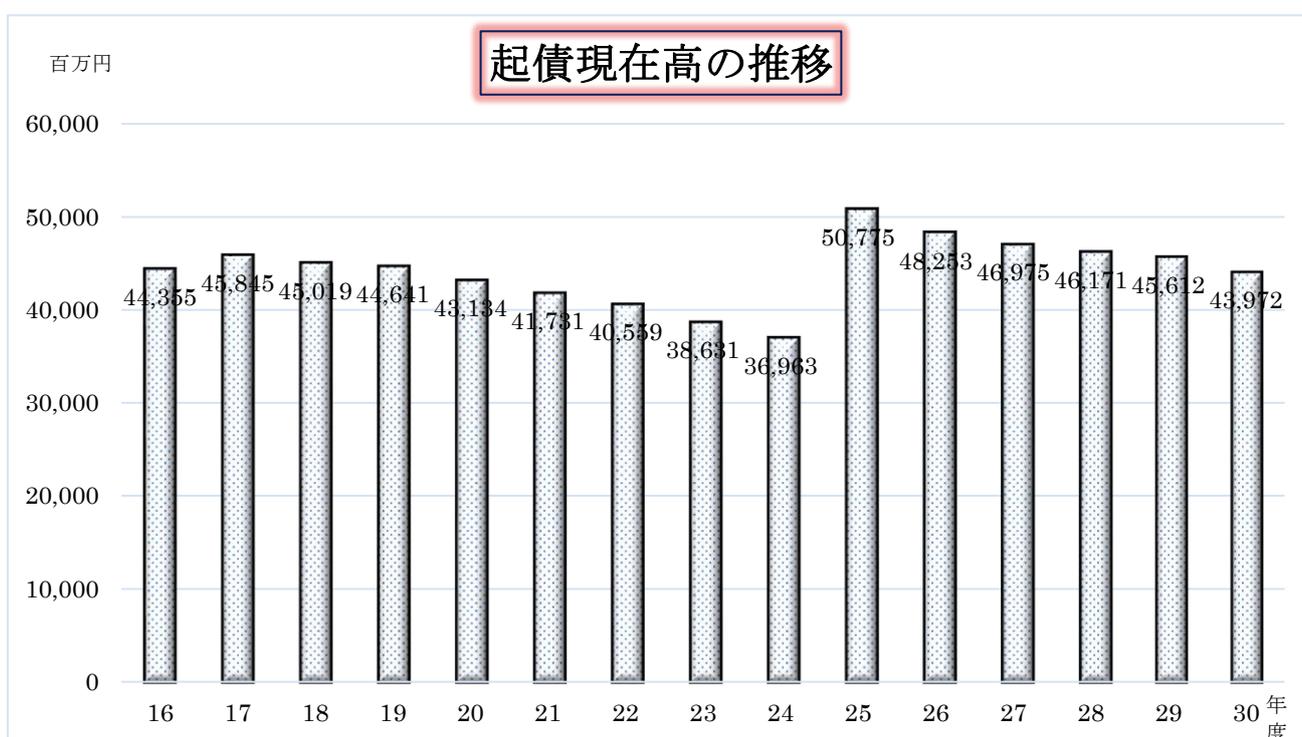
4 起債及び基金現在高の状況

(1) 起債現在高の推移

起債現在高は、総合福祉センターや大宝東小学校の整備を行った平成17年度に一旦ピークを迎えましたが、以降、徐々に減少してきていました。しかし、新幹線新駅の中止により経営状況の悪化していた栗東市土地開発公社の解散に要する経費を賄うために借り入れた「第三セクター等改革推進債(*15)」を平成25年度に借り入れたことにより、同年度末では約508億円となっています。

以降、財政のプライマリーバランス(*16)の黒字を毎年維持する中で徐々に減少し、平成30年度末では約440億円となっています。

今後も、歳出の多くを占める公債費負担を抑制するため、起債現在高の低減を続けていかなければなりません。



★第三セクター等改革推進債(*15)

地方財政法に規定されている第三セクターなどの抜本的な改革に必要な一定の経費に充てる地方債の特例規定に基づき「地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合」に借入が認められる起債です。

★プライマリーバランス(*16)

本方針におけるプライマリーバランスは、起債元金償還額と起債借入額とのバランスで計算しているもので、
(計算式) 単年度における起債の元金償還額－起債借入額
上記の算出数値がプラスであれば、プライマリーバランスは黒字ということになり、年度末の起債現在高が減少している状態となります。

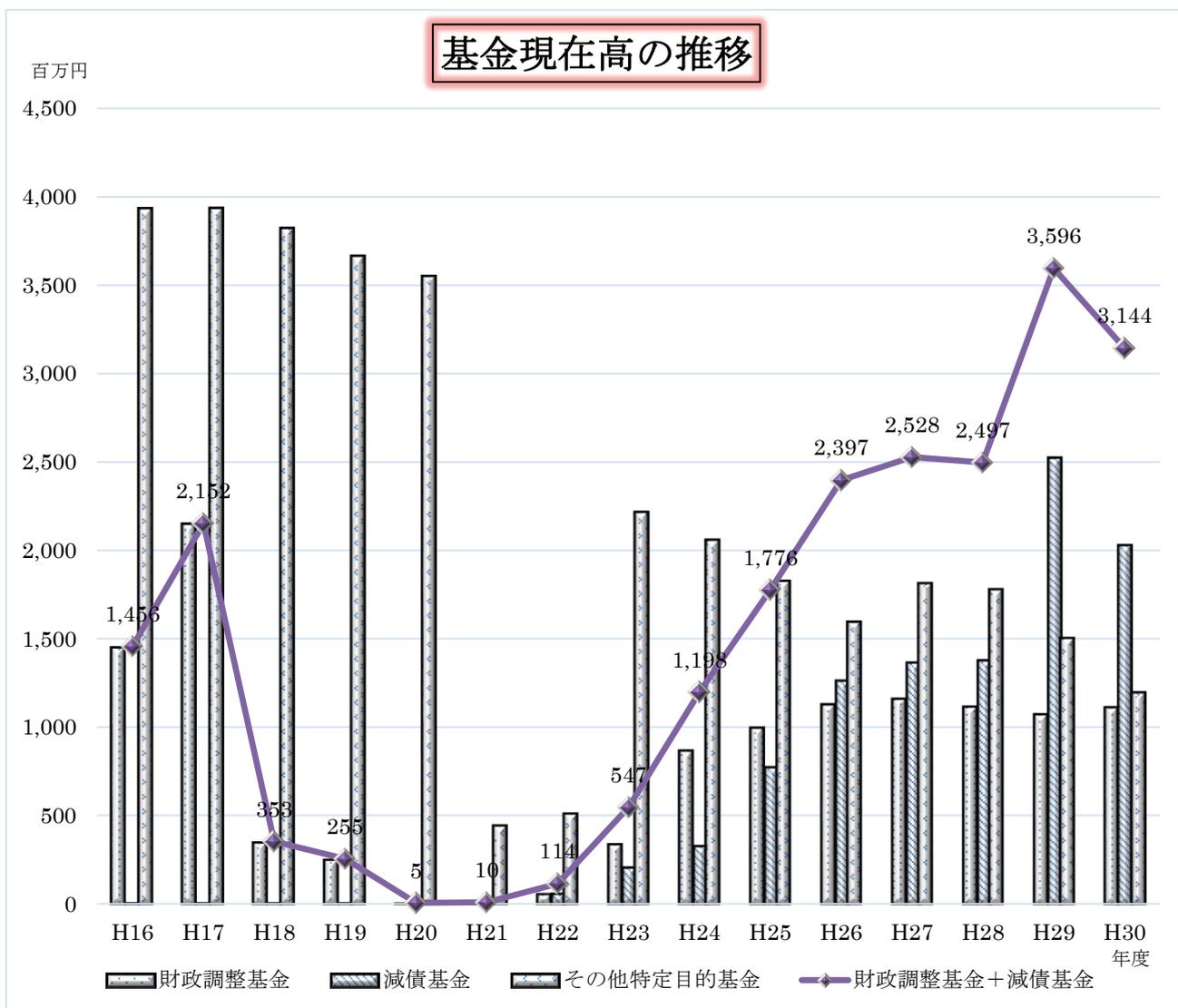
(2) 基金現在高の推移

基金は将来の支出に備えるための貯金です。

種類としては、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整する「財政調整基金(*17)」、公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる「減債基金(*18)」、地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために資金を積み立てる「特定目的基金(*19)」などがあります。

財政調整基金と減債基金の合計額は、平成 20 年度決算では約 5 百万円まで減少し、危機的な状況にありましたが、平成 30 年度決算では 31 億 4 千万円まで回復しています。しかしその一方で、新幹線新駅基金を中心とする特定目的基金は、平成 16 年度の 39 億 3 千万円から平成 30 年度で 11 億 9 千万円まで減少しています。

今後の安定した財政運営や災害などの不測の事態に対応するためには、より一層の基金への積立が必要です。



基金現在高一覧表

(単位 千円)

区 分	平成 29 年度末 現在高 (A+B-C=D)	平成 30 年度予定額		平成 30 年度末 現在高 (D+E-F)
		積立額 (E)	取崩額 (F)	
財政調整基金	1,074,968	40,742		1,115,710
減 債 基 金	2,520,863	393,051	885,856	2,028,058
墓地公園等整備基金	315,634	4,978	3,283	317,329
小林児童文庫図書整備基金	9,068	9	1,000	8,077
東海道新幹線(仮称)びわこ 栗東駅建設等整備基金	1,026,816	72,796	427,507	672,105
都市基盤整備事業基金	17,768	14		17,782
ふるさと水と土保全基金	10,000			10,000
ふるさとりっとう 応 援 基 金	121,000	46,354		167,354
介護給付費準備基金	301,392	35,800		337,192
高額療養費貸付基金	10,000			10,000
土地開発基金	601,328	12		601,340
合 計	6,008,837	593,756	1,317,646	5,284,947

※上記の表には、特定目的基金の他に定額運用基金を含んでいます。

★財政調整基金(*17)

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。

地方公共団体の財政は、経済状況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期できない収入減や支出増に備え、一定程度の積立(貯金)をしておくことが安定的な財政運営につながるものです。

こうした主旨から設けている基金を財政調整基金と言います。

★減債基金(*18)

公債費(起債の償還金)は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支払わなければならない義務的経費であるため、これの増加が地方財政の弾力性を失わせ、市民サービスに影響を及ぼす懸念があります。このため、公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金の総称が減債基金です。

★特定目的基金(*19)

将来の施設整備などの財政需要に備えて積み立てる基金です。この基金は、その目的の事業以外に使用するために処分することはできません。

第4章 分析指標等から見る市財政

1 決算分析指標

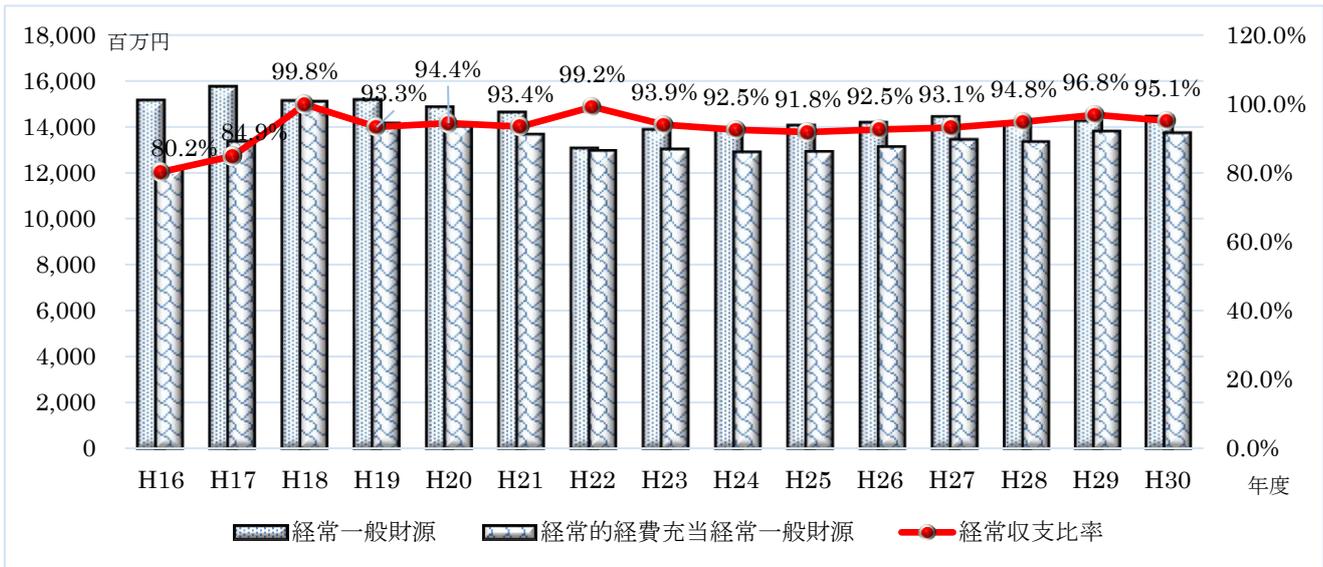
(1) 経常収支比率の高止まり による財政の硬直化

本市の財政運営にかかる経常収支比率(*1)のここ15年の推移は、表2にもあるとおり、平成16年度決算では80.2%であったものが、平成18年度で99.8%に達し、ここ数年では90%台の前半と高止まりが続いています。

この比率は、財政の弾力性を示す指標で、これが高くなるほど財政が硬直化しているといえ、従来から、「経験的には都市にあっては75%程度が妥当」とされています。

昨今、各団体においてもこの比率が上昇する傾向にあります。この低減に向けた努力が必要となっています。

(表2) 栗東市財政の経常収支比率の推移 (単位: %)



平成29年度決算数値 栗東市 96.8 類似団体平均 91.6(順位 84/93) 県内市町平均 91.2
全国市町村平均 92.8

平成30年度決算数値 栗東市 95.1

★経常収支比率(*1)

人件費・扶助費・維持補修費・公債費(起債の返済)などの経常的に支出する経費に対して、市税をはじめとした用途を制限されない経常的な収入がどれだけ充てられているかを見て、財政の弾力性を判断する指標。下記の計算式で求めます。

経常経費(支出) 充当一般財源 ÷ 経常一般財源(収入) × 100

(2) 厳しい水準が続く
財政健全化判断比率

★財政健全化判断比率

地方公共団体の財政状況にかかる情報の公開度、透明度を高めることにより、それぞれの団体の財政事情を住民の皆様によりわかりやすくすることと、財政事情の悪化を未然に防ぐことを目的として、平成19年に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、特別会計や公営企業会計も合わせた連結決算により財政の健全性を判断する4つの比率があります。平成20年度の決算以降、4つのうちのいずれかの比率が「早期健全化基準(*2)」を超える団体は「早期健全化計画」、「財政再生基準(*3)」を超える団体は「財政再生計画」の策定が義務づけられ、財政の健全化に努めなければなりません。

(表3) 平成30年度決算における栗東市財政健全化判断比率

(単位:%)

区分	栗東市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	赤字なし	12.85	20.00
②連結実質赤字比率	赤字なし	17.85	30.00
③実質公債費比率	15.9	25.0	35.0
④将来負担比率	149.1	350.0	制度なし

「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」の早期健全化基準は、栗東市の財政力に応じた数値となっています。

★早期健全化基準(*2)

財政健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに県知事へ報告します。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表します。さらに、早期健全化基準以上となった場合は、地方公共団体の長は外部監査を受けなければなりません。

★財政再生基準(*3)

財政健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに県知事を経由して総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。この同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の発行ができません。また、再生計画の実施状況を議会に報告し公表します。財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更など必要な措置の勧告を受けることとなります。

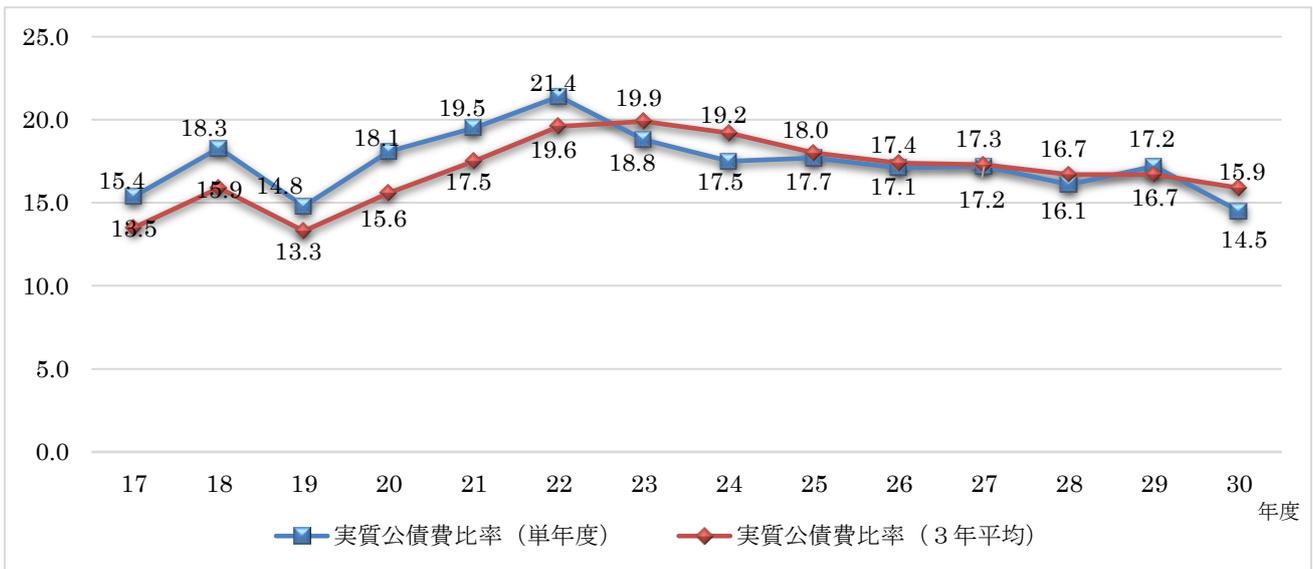
③実質公債費比率

財政健全化判断比率のひとつである実質公債費比率(*5)は、平成 22 年度から 25 年度までは、18%を超え、起債を借り入れるのに県知事の許可が必要となる「許可団体」となりました。

平成 23 年度の 19.9%をピークに徐々に下降をしていますが、第三セクター等改革推進債の本格的な償還や、今後、大規模建設事業の元金償還が始まることによる、一時的な上昇も想定されます。

また、現段階での本市の数値は、類似団体平均や県内市町平均を大きく上回っていることから、今後の財政運営においても、起債の借入額をできるだけ抑制し、単年度毎の償還負担を軽くすることによる比率の低減に取り組むことが必要です。

(表 5) 実質公債費比率の推移 (単位 : %)



平成 29 年度決算数値 (三カ年平均) 栗東市 16.7 類似団体平均 7.2(順位 92/93) 県内市町平均 6.7
 平成 30 年度決算数値 (三カ年平均) 栗東市 15.9

★実質公債費比率(*5)

一般会計などが負担する公債費 (起債の返済) が標準財政規模に占める割合。

この比率が 25%以上になると「早期健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になります。

この比率は、下記の計算式で求めます。

(A+B)-(C+D)/(E-D)の算式で求めた数値の三カ年平均を用います。

A:起債の元利償還金

B:歳出のうち元利償還金に準ずるもの

C:元利償還金に充てられる特定財源

D:普通交付税の基準財政需要額に算入された起債の元利償還金

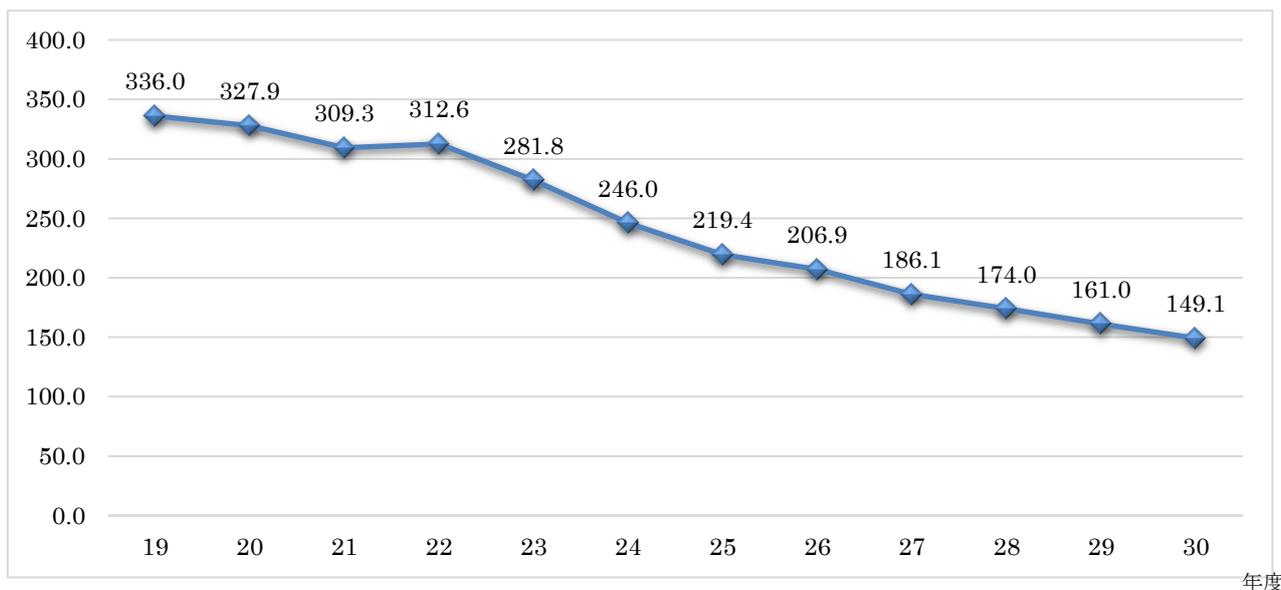
E:標準財政規模

④将来負担比率

将来負担比率(*6)は、平成 19 年度の算定で 336.0%と「早期健全化基準」の手前に位置していましたが、その後の数次にわたる財政改革を経て、平成 30 年度決算では 149.1%まで低減をしました。

しかしながら、実質公債費比率同様、現段階での本市の数値は、類似団体平均や県内市町平均を大きく上回っていることから、今後の財政運営においても起債の現在高をはじめとした将来負担すべき額の総体を減少させ、より一層の比率低減に向けた努力を続けることが必要です。

(表 6) 将来負担比率の推移 (単位 : %)



平成 29 年度決算数値 栗東市 161.0 類似団体平均 31.3(順位 92/93) 県内市町平均 14.1
 平成 30 年度決算数値 栗東市 149.1

★将来負担比率(*6)

一般会計などが将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合。

この比率が 350%以上になると「早期健全化団体」になります。(財政再生基準は制度としてありません。)

この比率は、下記の計算式で求めます。

$$A \div (B+C+D) \div E \cdot F$$

A:将来負担額

B:充当可能基金額

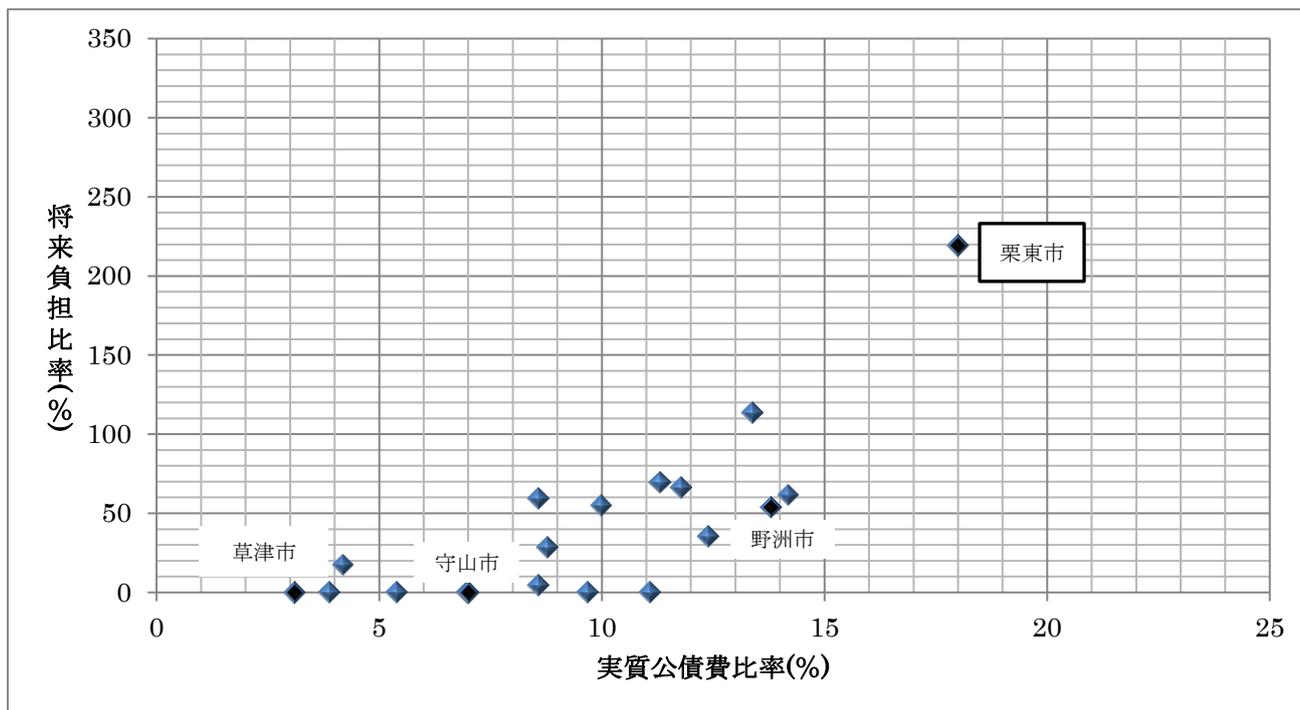
C:特定財源見込額

D:地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

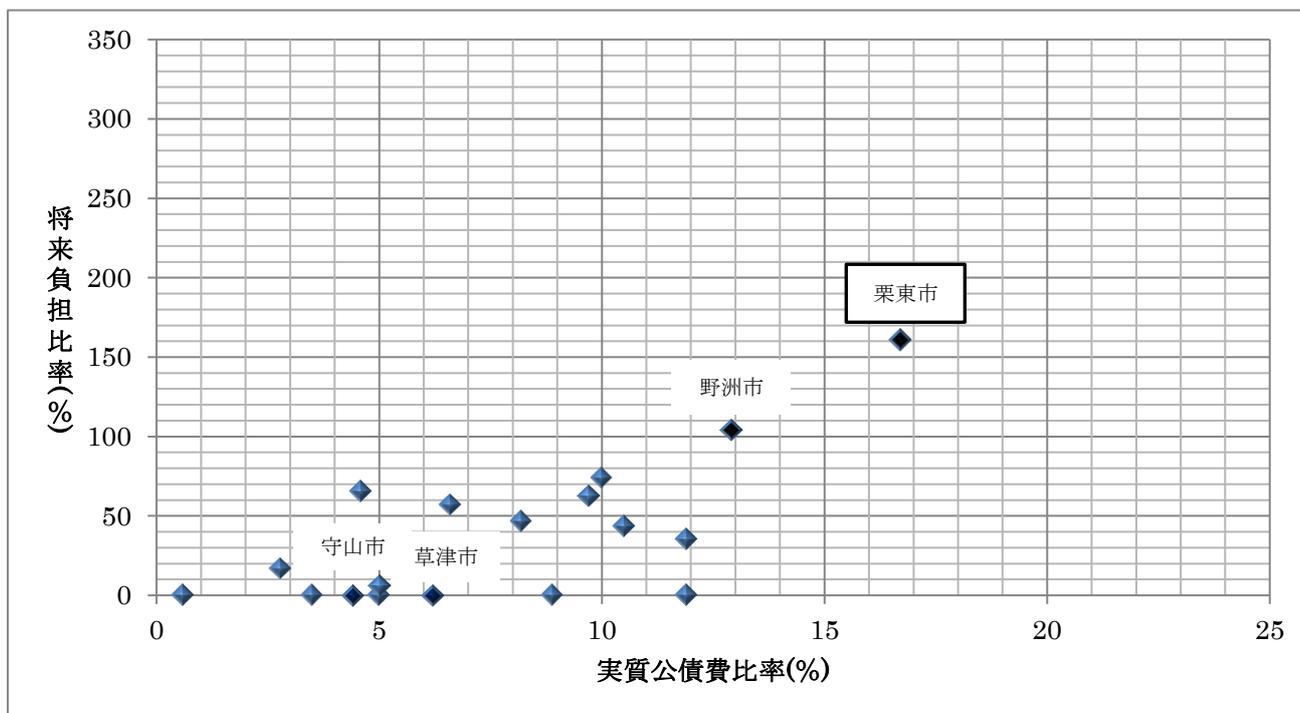
E:標準財政規模

F:元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(参考) 実質公債費比率と将来負担比率の相関関係
 (平成 25 年度決算ベース、滋賀県内市町一覧)



(平成 29 年度決算ベース、滋賀県内市町一覧)



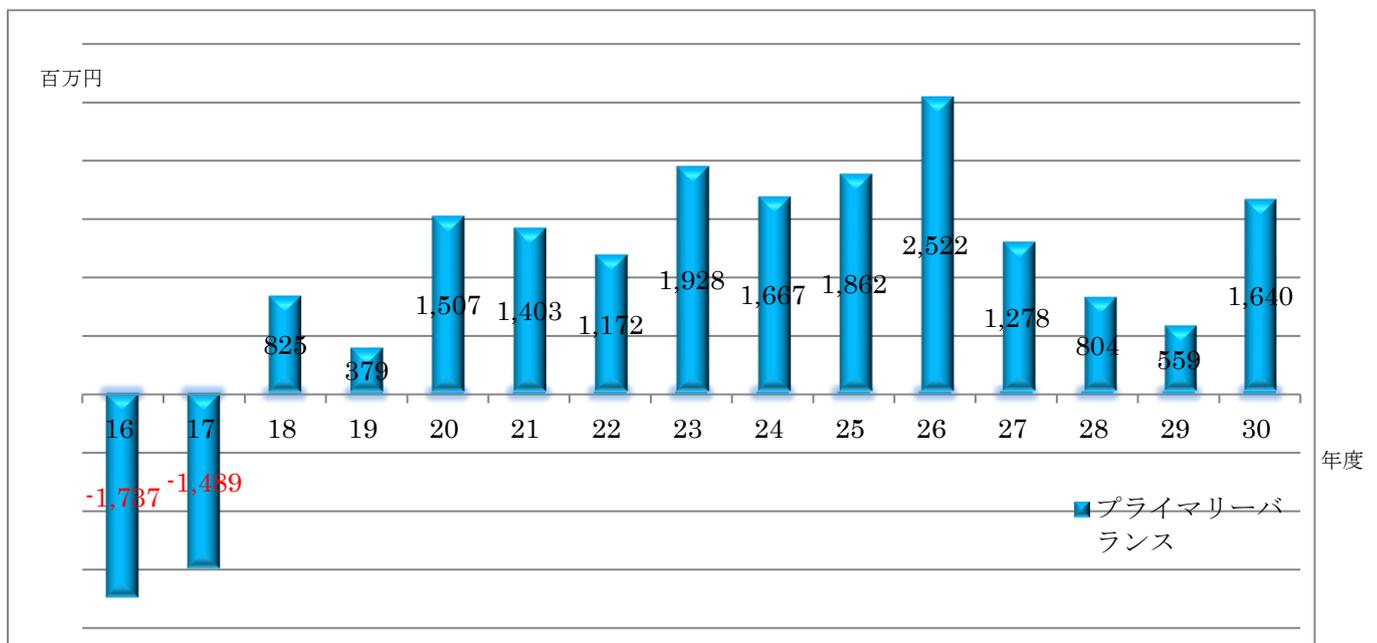
(3) プライマリーバランスの黒字

将来の市民の負担となる公債費を減少させるためには、起債の借入額と償還額とのバランスに着目したプライマリーバランス(*7)の黒字化が重要になります。

本市の現状は、平成 17 年度決算まではこれが赤字となっていたましたが、平成 18 年度以降、建設事業の抑制により、黒字を維持しています。

実質公債費比率や将来負担比率の低減に向け、この状態を維持することを原則とした財政運営に心がけなければなりません。

(表 7) プライマリーバランスの推移 (単位：百万円) ※H25 年度の算定では第三セクター等改革推進債を控除しています



★プライマリーバランス(基礎的財政収支(*7)) (本方針におけるプライマリーバランス)

一般的に言われるプライマリーバランスは、「公債の利払い費と元金償還費を除いた歳出と、起債借入収入を除いた歳入のバランスを見るもの」とされており、言い換えれば、単年度における起債**元利償還額**と起債借入額とのバランスで計算されています。

しかし、本市においては起債残高を確実に減らしていくために、一般的に言われるものよりも厳しい条件として、起債**元金償還額**と起債借入額とのバランスで計算をしています。

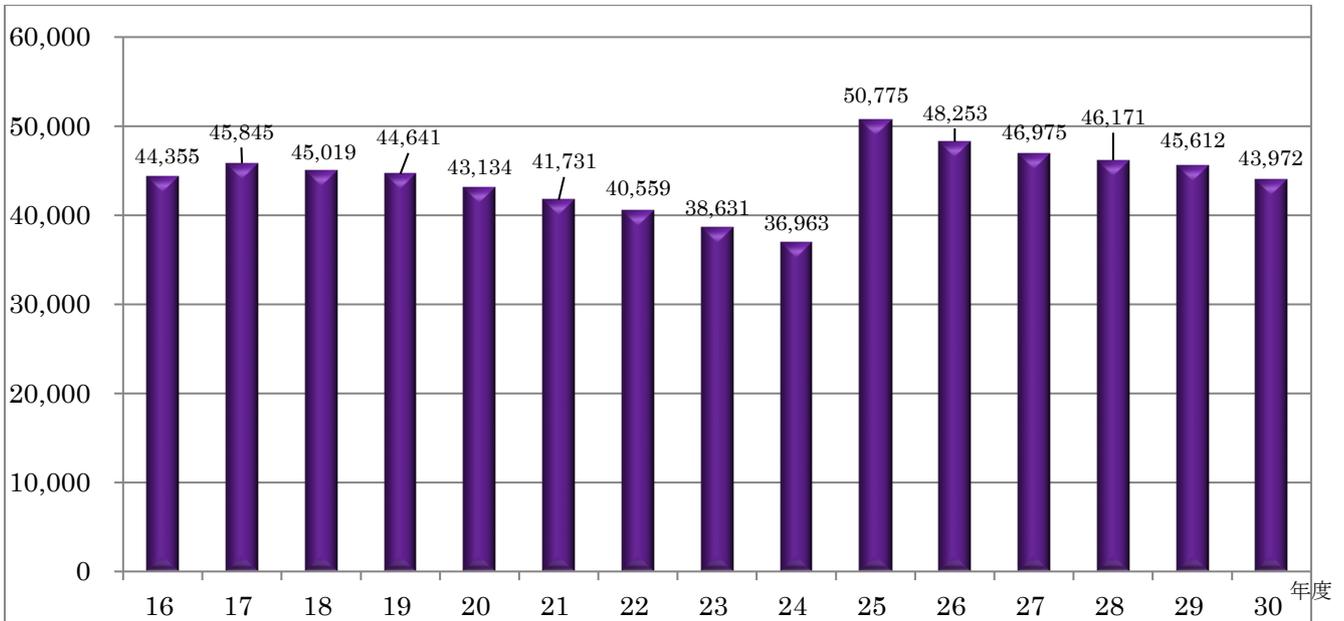
(計算式) 単年度における起債の元金償還額－起債借入額

上記の算式数値がプラスであれば、プライマリーバランスは黒字ということになり、年度末の起債現在高が減少している状態となります。

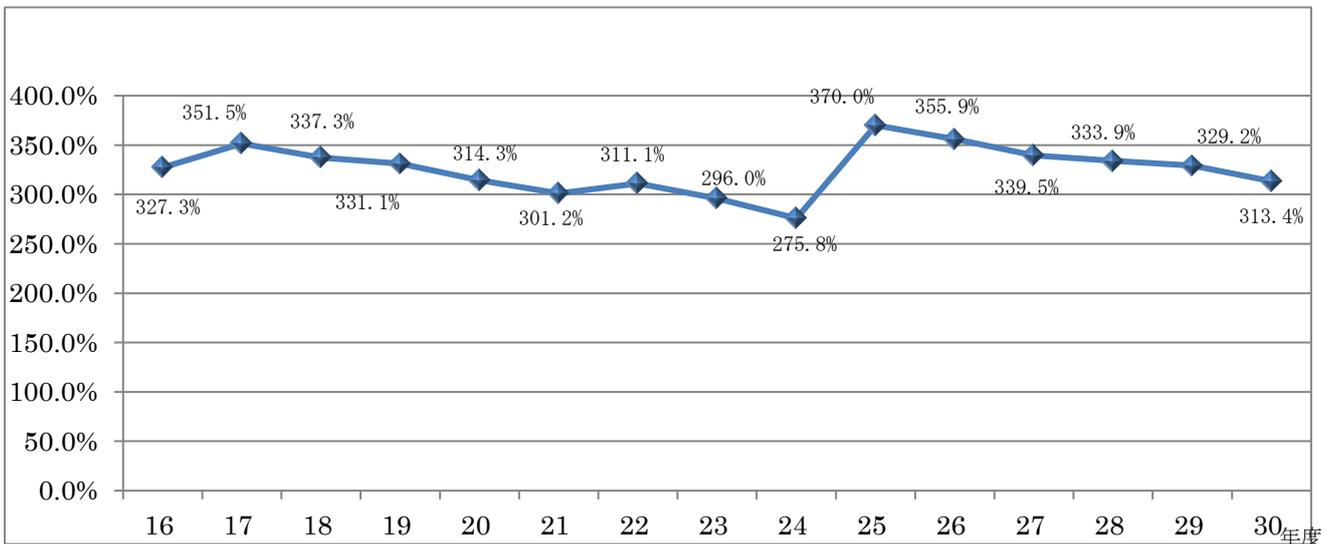
(4) 起債現在高の標準財政規模比

前述(3)のプライマリーバランス黒字化を反映し、各年度末の起債残高(借金残高)も順次低下していますが、下表の起債残高と標準財政規模との比較では、まだまだ高いレベルにあると言えます。

(表8) 起債現在高の推移(単位:百万円) ※H25年度には第三セクター改革推進債(15,673百万円)が入っている



(表9) 起債現在高対標準財政規模比の推移



平成29年度決算数値(対標準財政規模比) 栗東市 329.2% 県内市町平均 176.2%

(人口1人あたりの現在高) 栗東市 662,178円 類似団体平均 393,755円

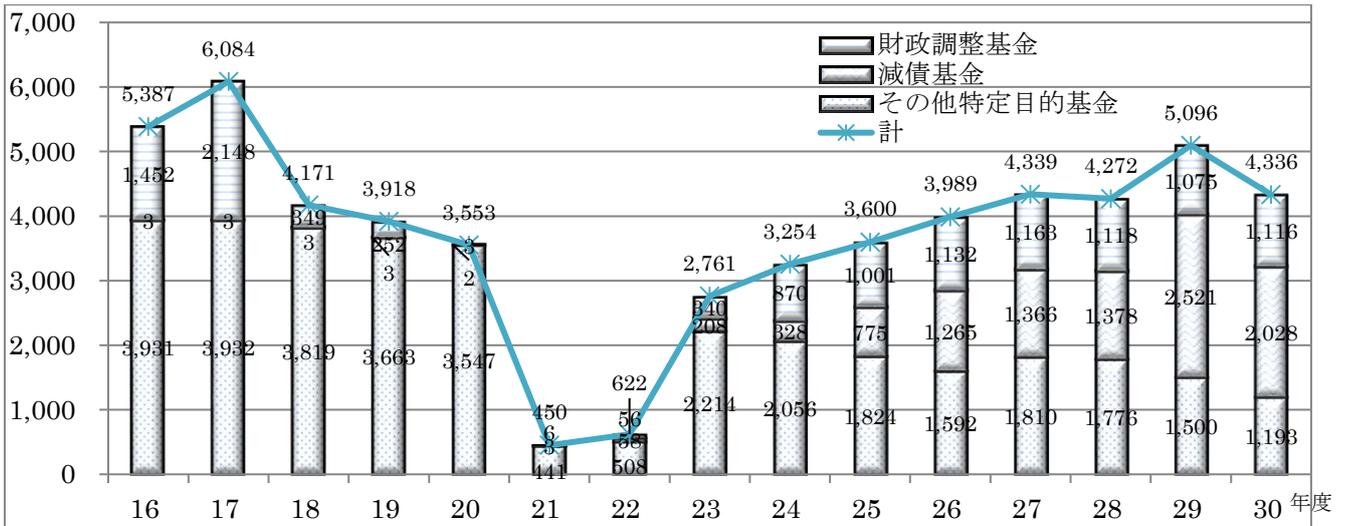
県内市町平均 410,947円

平成30年度決算数値(対標準財政規模比・1人あたり平均) 栗東市 313.4%・632,386円

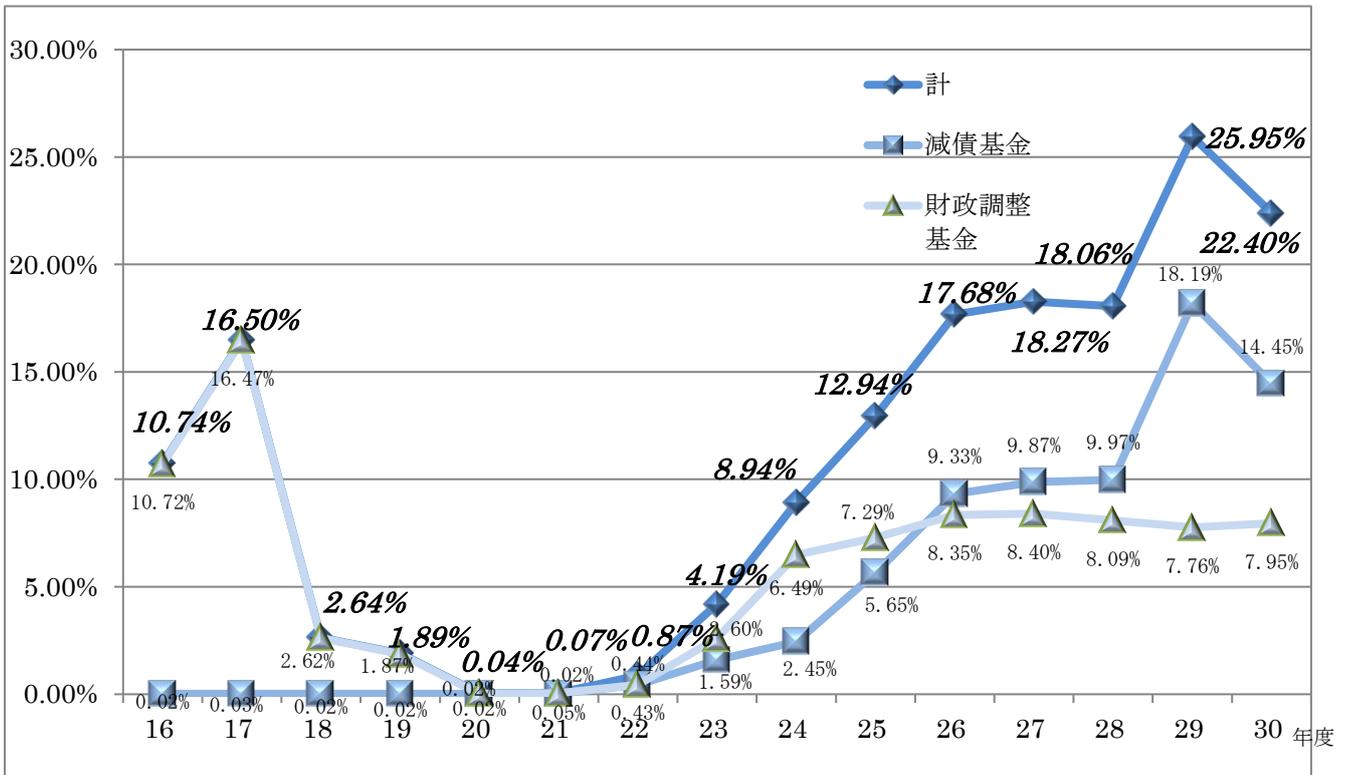
(5) 財政調整基金等の標準
財政規模比

市の基金（貯金）の状況は、財政調整基金(*8)、減債基金(*9)が、平成 20～21 年度でほぼ枯渇状態にありましたが、その後少しずつ回復し、平成 29 年度末の財政調整基金は約 1,075 百万円となっています。これの対標準財政規模比は 7.76%（下表）ですが、県内他市と比べ下位に位置しています。また、第三セクター等改革推進債など起債の償還を安定的に進めていくため、減債基金の確保を一層進めていかなければなりません。

(表 10) 基金現在高の推移（単位：百万円）



(表 11) 財政調整基金、減債基金現在高の対標準財政規模比の推移



★財政調整基金(*8)

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。

地方公共団体の財政は、経済状況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期できない収入減や支出増に備え、一定程度の積立（貯金）をしておくことが安定的な財政運営につながるものです。こうした主旨から設けている基金を財政調整基金と言います。

★減債基金(*9)

公債費（起債の償還金）は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支払わなければならない義務的経費であるため、これの増加が地方財政の弾力性を失わせ、市民サービスに影響を及ぼす懸念があります。このため、公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金の総称が減債基金です。

- 平成 29 年度決算数値(財政調整基金対標準財政規模比) 栗東市 7.76% 県内市町平均 15.9%

(平成 29 年度 人口 1 人あたりの基金残高 栗東市 15,606 円 類似団体平均 46,317 円)

平成 30 年度決算数値(財政調整基金対標準財政規模比) 栗東市 7.95%

- 平成 29 年度決算数値(減債基金対標準財政規模比) 栗東市 18.19% 県内市町平均 10.1%

(平成 29 年度 人口 1 人あたりの基金残高 栗東市 36,597 円 類似団体平均 11,875 円)

平成 30 年度決算数値(減債基金対標準財政規模比) 栗東市 14.45%

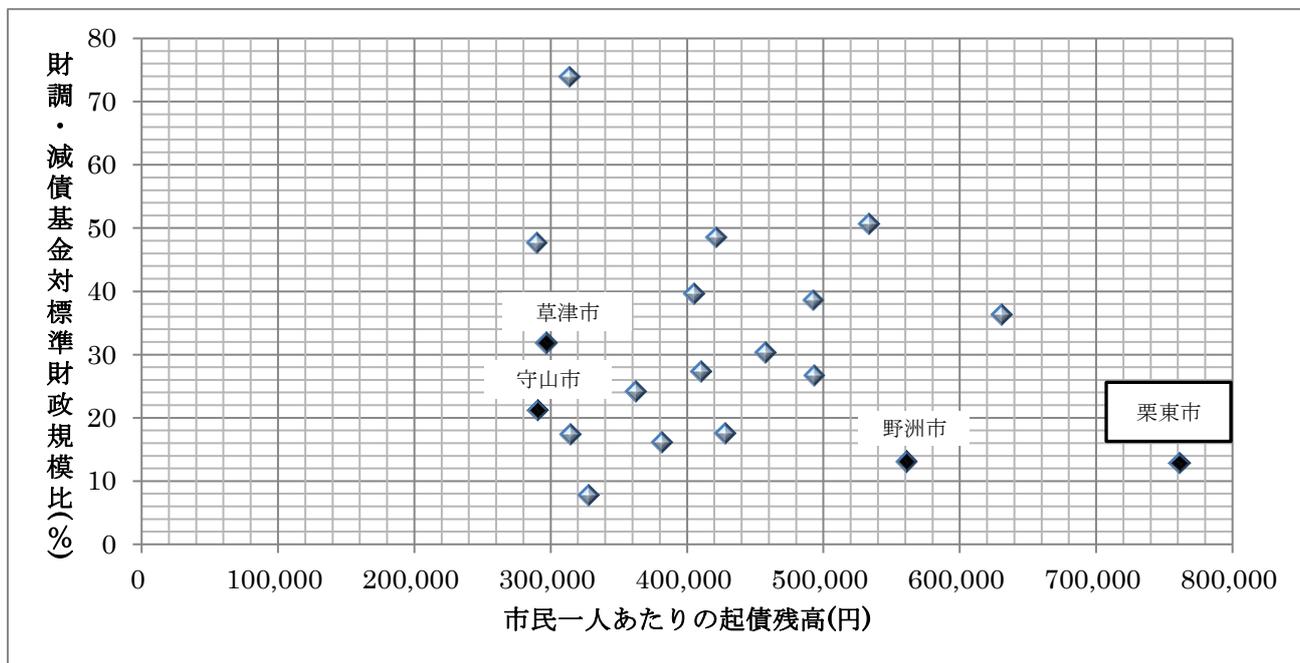
- 平成 29 年度決算数値(財政調整基金＋減債基金対標準財政規模比)

栗東市 25.95% 県内市町平均 26.04%

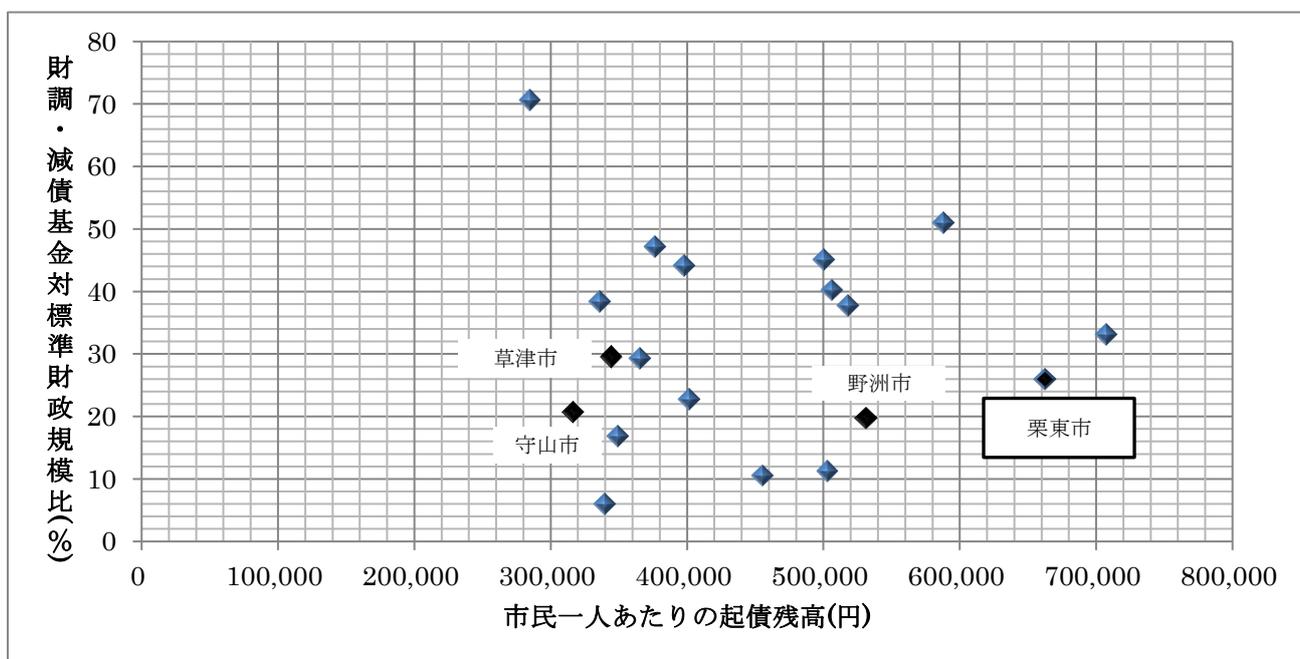
(平成 29 年度 人口 1 人あたりの基金残高 栗東市 52,203 円 類似団体平均 58,192 円)

平成 30 年度決算数値(財政調整基金＋減債基金対標準財政規模比) 栗東市 22.40%

(参考) 財調等基金現在高と市民一人あたり起債残高の相関関係
 (平成 25 年度決算ベース、滋賀県内市町一覧)



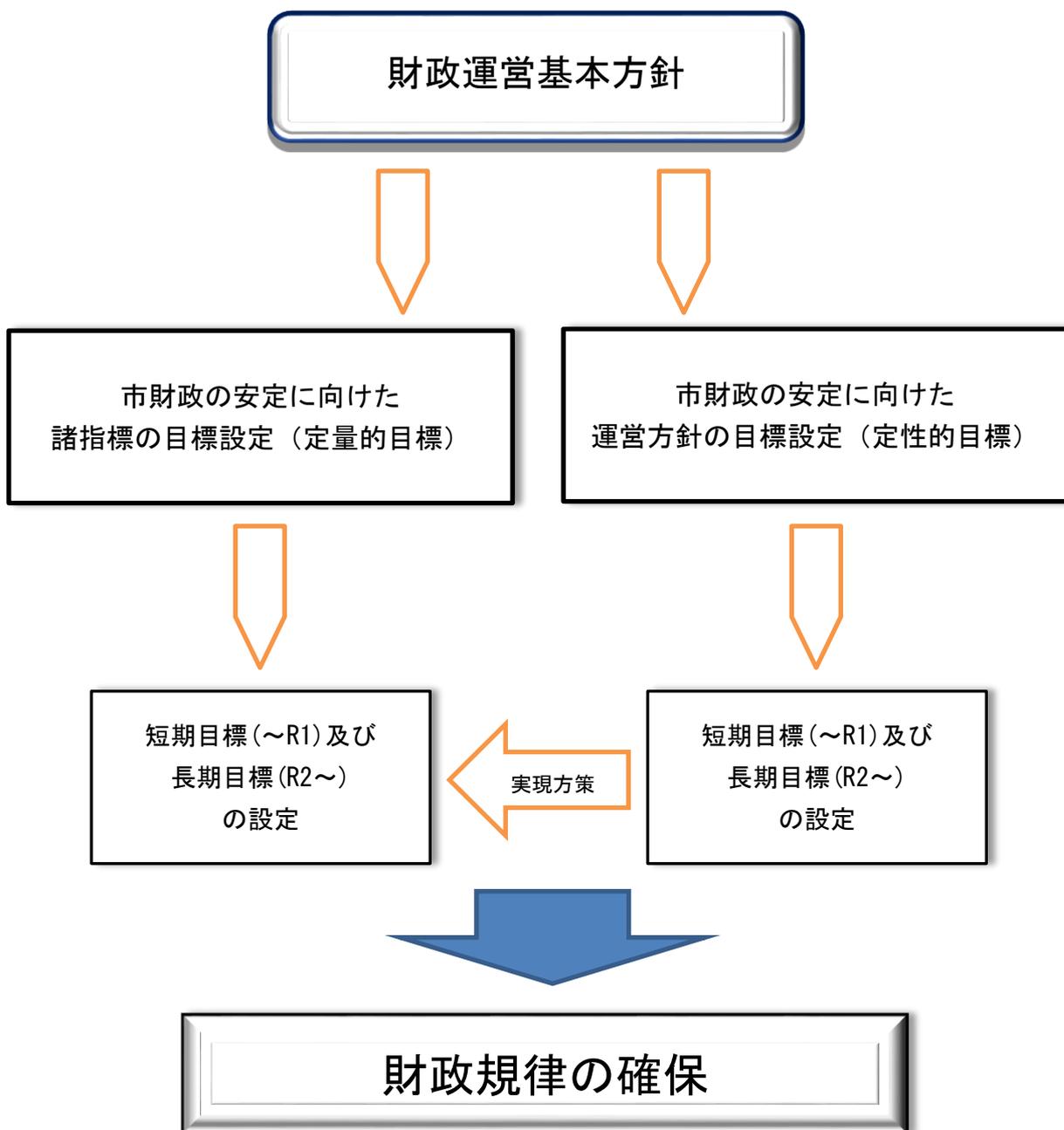
(平成 29 年度決算ベース、滋賀県内市町一覧)



第5章 財政運営基本方針

1 栗東市財政運営基本方針の体系

(1) 栗東市財政運営基本方針の体系



本基本方針の策定目的にも示した、財政の健全化を達成し持続可能な行財政運営を行うために、上記の体系に基づく具体の目標を引き続き設定し、これの実現を図ります。

2 本方針に基づく取り組みの評価

(1) 平成30年度までの目標達成状況

これまでの財政運営基本方針（平成28年度～平成31年度）に基づく諸指標の目標にあつては、

- ① 経常収支比率（普通会計ベース）の低減 短期：90%以下 長期：県内市町平均以下
- ② 実質赤字比率（一般会計等）及び連結実質赤字比率（連結ベース）の未発生
短期：赤字なしを継続 長期：赤字なしを継続
- ③ 実質公債費比率（連結ベース）短期18%未満 長期：県内市町平均以下
- ④ 将来負担比率（連結ベース） 短期200%未満 長期：県内市町平均以下
- ⑤ 起債現在高（普通会計ベース） 短期：標準財政規模比300%以下 長期：県内市町平均以下
- ⑥ 財政調整基金、減債基金現在高の確保 短期：標準財政規模比12.90%の確保
を掲げ、財政運営を行ってきました。

これらの達成状況は、①については平成29年度決算で96.8%、平成30年度決算では95.1%となっており、短期目標未達であり、単年度における余裕財源が極めて少ない状態となっています。

②については、実質赤字比率・連結実質赤字比率ともに赤字は発生しておらず、短期目標を達成しています。

③④の両目標に関しては、実質公債費比率の起債許可基準である18%を平成26年度に下回り、また、将来負担比率についても200%を平成27年度に下回り、以降、双方ともに短期目標の範囲を継続しています。

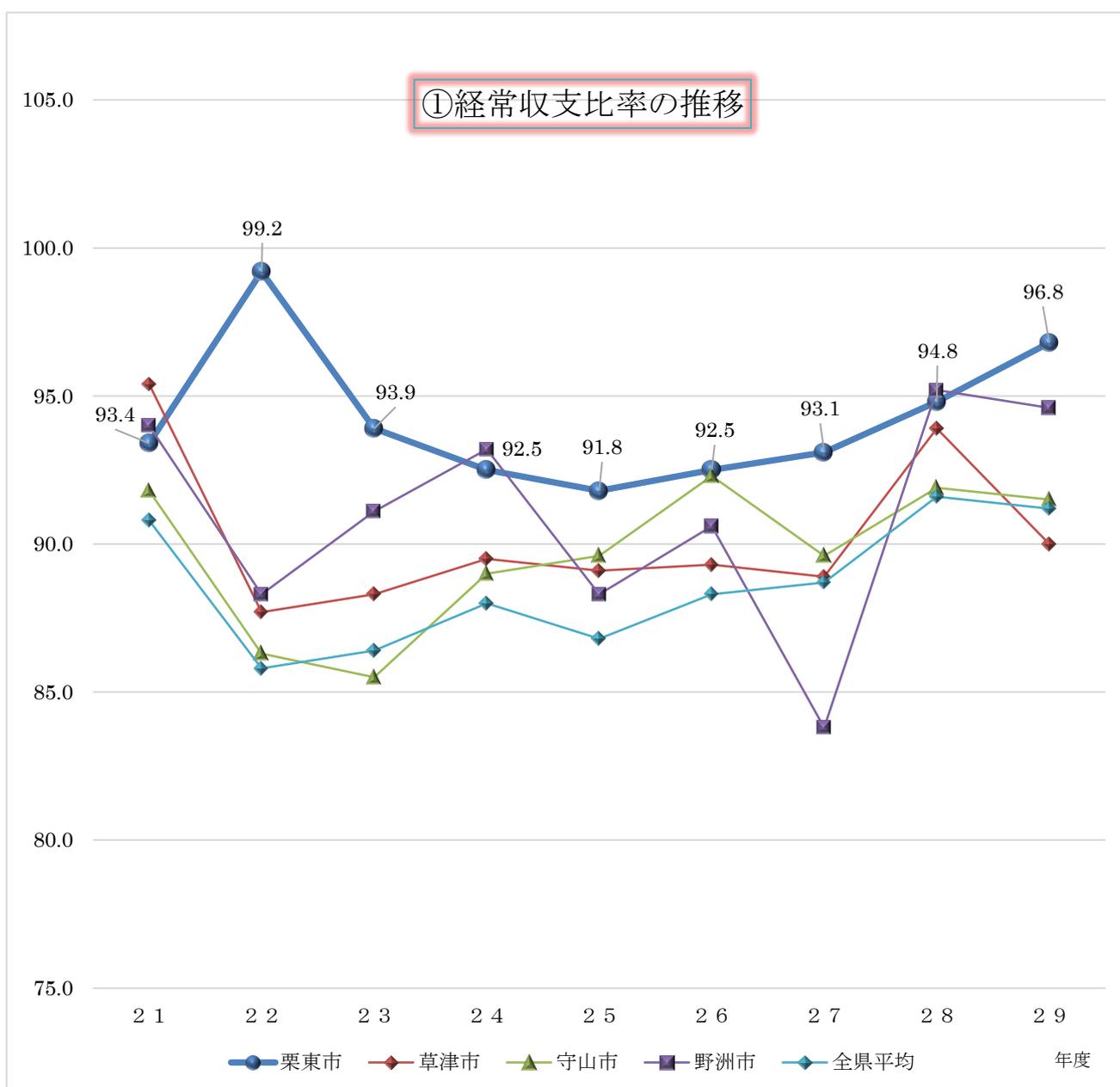
⑤については、平成29年度決算で329.2%、平成30年度決算で313.4%となり、短期目標未達であるため、プライマリーバランスの黒字継続に心がけた財政運営が必要です。

⑥に関しては、財政調整基金と減債基金を合わせた標準財政規模比の短期目標は既に達成していますが、他市町と比較した率では低位にあるため、より一層の基金積立が必要です。

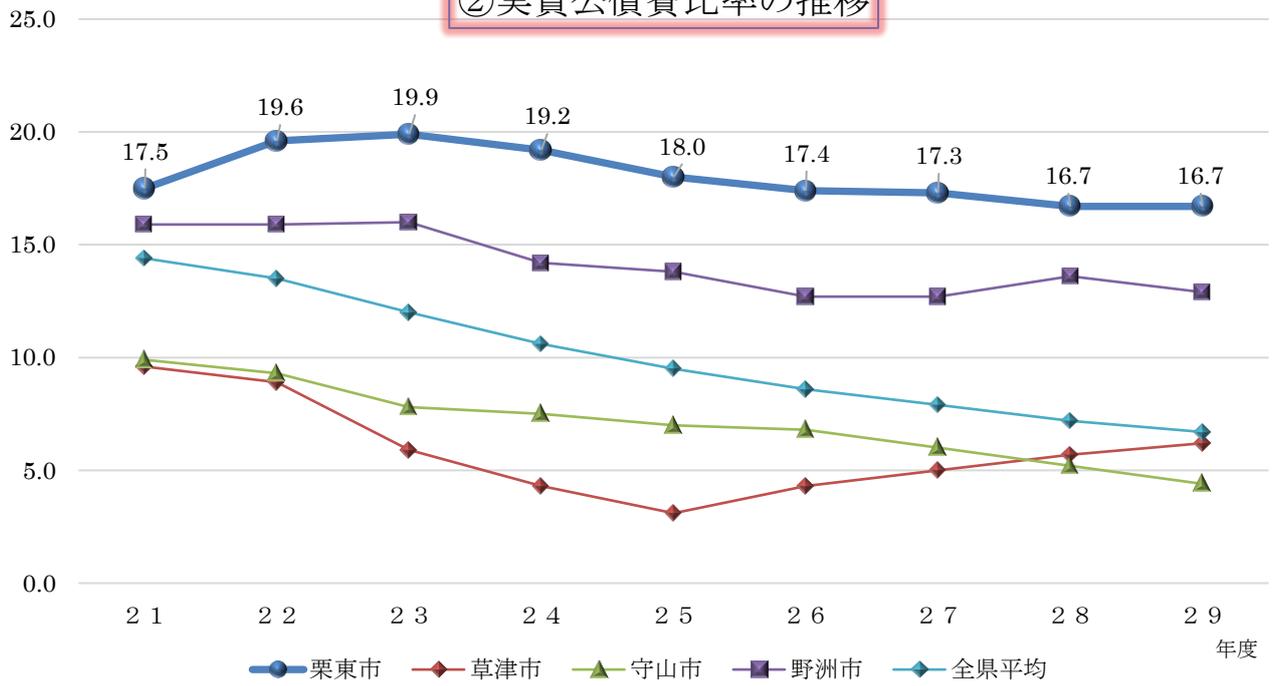
3 諸指標の近隣市等比較

(1) 財政分析指標の近隣市等比較

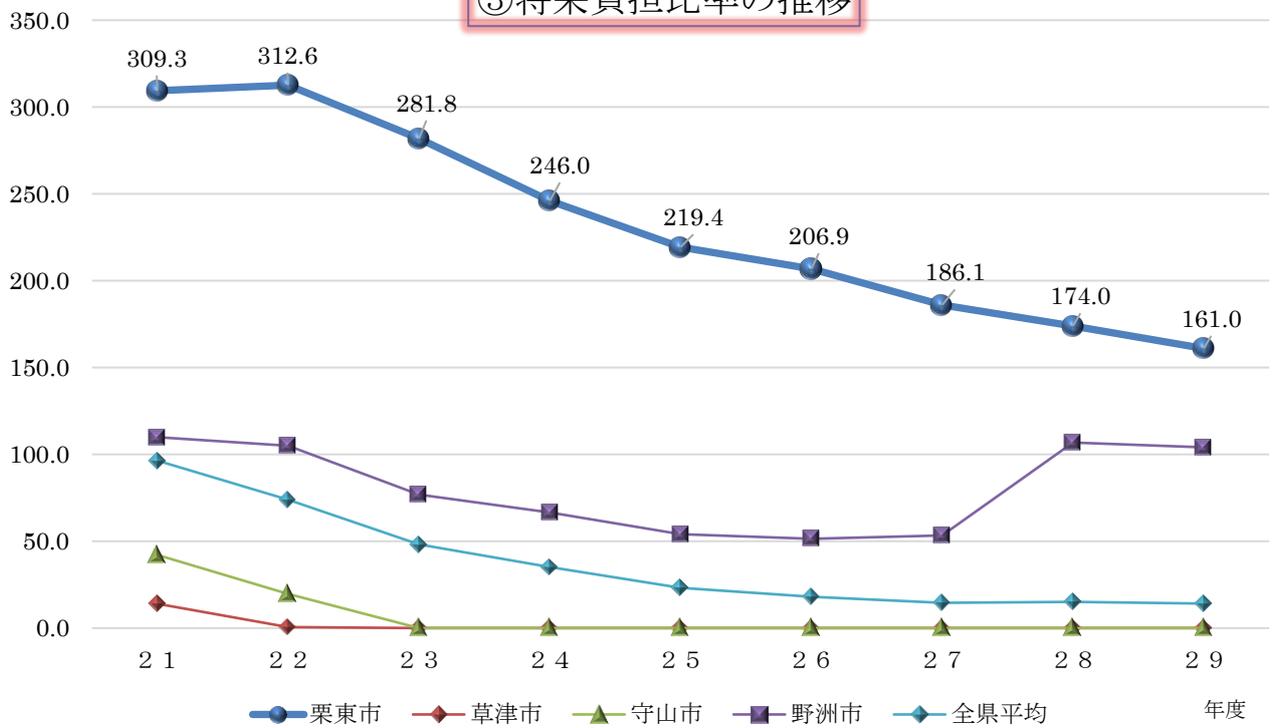
本市の財政は、様々な財政分析指標も徐々に良化をしていますが、現状の財政状況を評価するにあたっては、本市の指数の推移を見るのみではなく近隣市や全県平均との相对比较が必要であるため、以下、平成 29 年度決算までの比較グラフを見てみます。



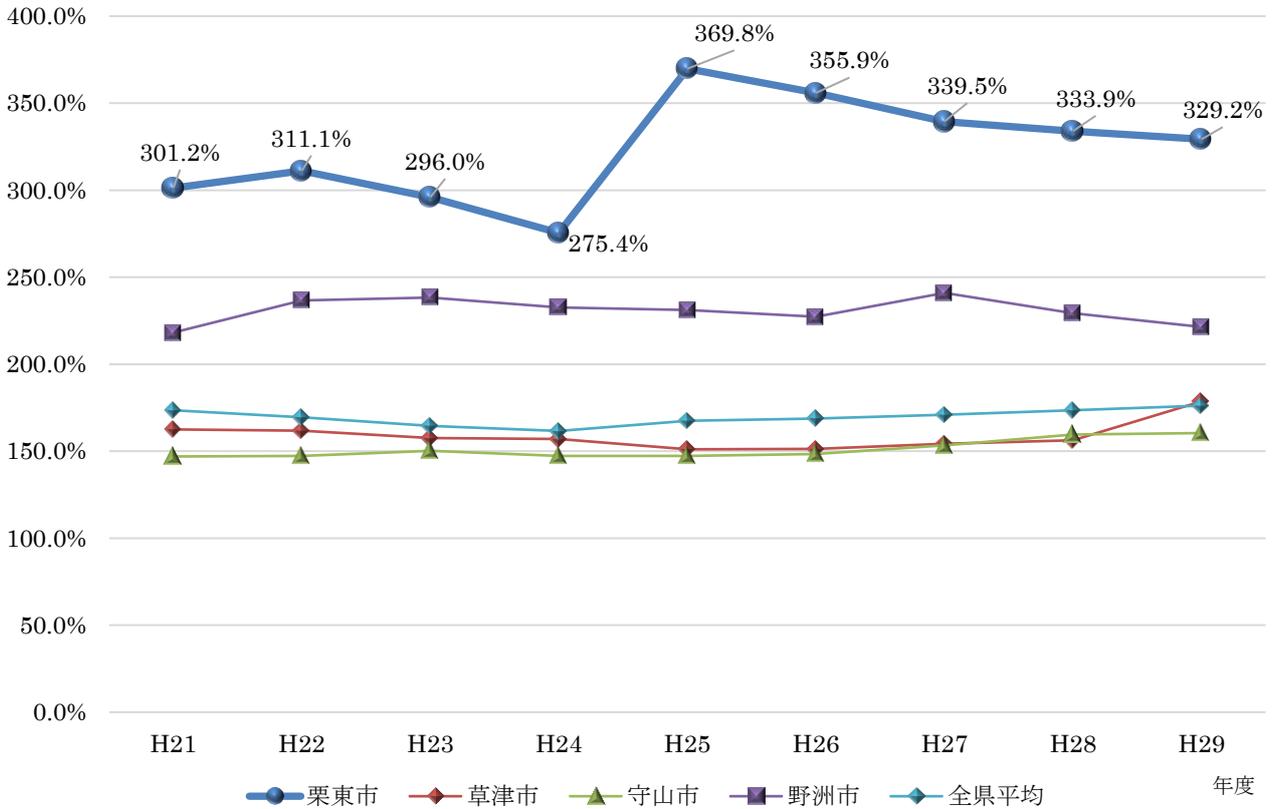
②実質公債費比率の推移



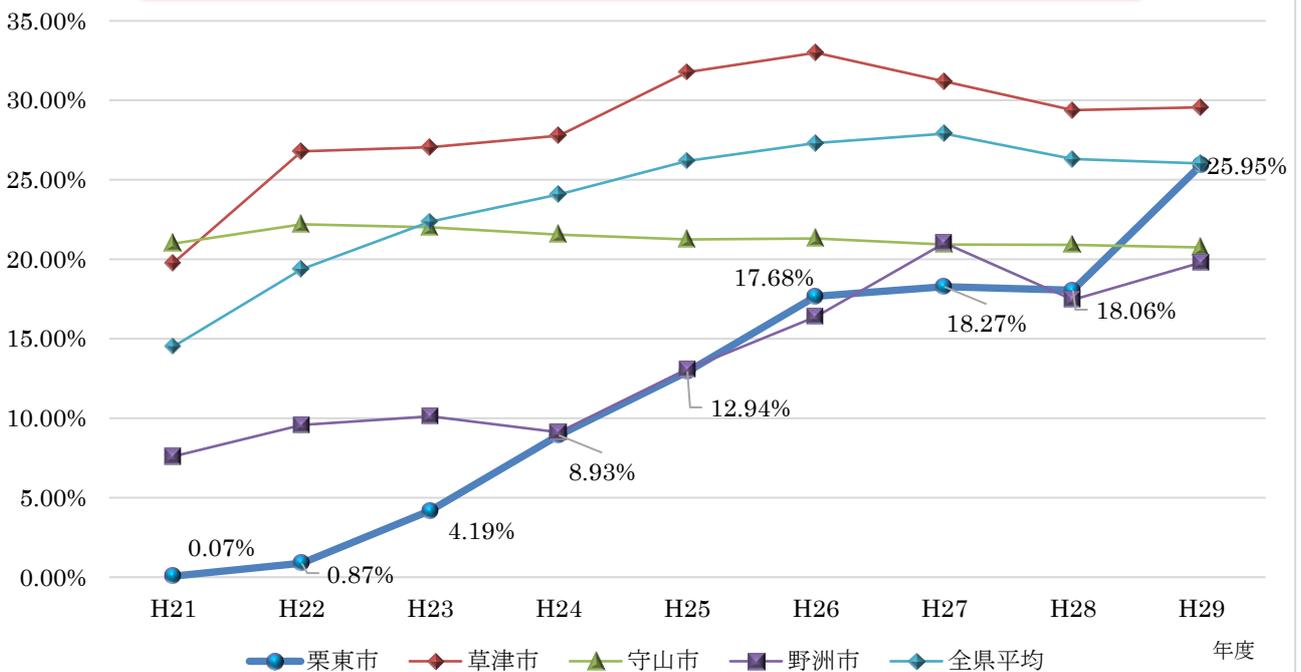
③将来負担比率の推移



④起債現在高標準財政規模比



⑤基金現在高標準財政規模比 (財政調整基金+減債基金)



①経常収支比率については、平成 29 年度決算では 96.8 であり、全県平均の 91.2 を大きく上回り高止まりが続いています。また、②の実質公債費比率や③の将来負担比率にあつては、徐々に良化はしているものの、滋賀県内はもとより、全国的に見ても厳しい水準で推移しています。(実質公債費比率 全国ワースト 21 位、将来負担比率 全国ワースト 33 位) さらに、④起債現在高標準財政規模比は 329.2%で、全県平均を上回るとともに、隣接する守山市の 2 倍以上の水準になっています。この比率が平成 25 年度に上昇しているのは、土地開発公社の解散にかかる第三セクター等改革推進債の借り入れによるものであり、これの残高がこの数値を押し上げるひとつの要因となっています。

⑤の財政調整基金と減債基金の現在高合計が標準財政規模に占める割合では、平成 29 年度決算では 25.95%となり、全県平均の 26.04%とほぼ拮抗していますが、これには、旧栗東市土地開発公社用地の売り払い収入を、第三セクター等改革推進債の繰上償還にあてるため一時的に減債基金に積み立てたことによるものであり、繰上償還を実施した平成 30 年度決算数値では 22.40%に低減しています。

いずれにしましても、他の分析指標が依然として非常に厳しい状況にあることを踏まえ、安定的な財政運営のためには、より一層の基金への積み増しが必要です。

4 市財政の安定に向けた諸指標の目標

(1) 経常収支比率（普通会計ベース）の低減

○短期：県内市町平均 長期：90%以下（参考）平成29年度県内市町平均 91.2%

○平成29年度決算数値 96.8% 平成30年度決算数値 95.1%

短期的には平成29年度の県内市町平均である91.2%を下回る水準を目指し、長期的には90%以下を目指します。

(2) 実質赤字比率（一般会計等）及び連結実質赤字比率（連結ベース）の未発生

○短期：赤字なしを継続 長期：赤字なしを継続

○平成29年度決算数値 赤字なし 平成30年度決算数値 赤字なし

地方公共団体において単年度の決算で赤字を出すことは、当該団体の財政に対する信用度を大きく損ねるものであることから、収支均衡の維持により黒字決算の継続を目指します。

(3) 実質公債費比率（連結ベース）

○短期：13%未満 長期：県内市町平均以下（参考）平成29年度県内市町平均 6.7%

○平成29年度決算数値 16.7% 平成30年度決算数値 15.9%

短期的には中長期財政見通しで推計している13%未満を目指し、長期的には県内市町平均以下を目指します。

(4) 将来負担比率（連結ベース）

○短期：100%未満 長期：県内市町平均以下（参考）平成29年度県内市町平均 14.1%

○平成29年度決算数値 161.0% 平成30年度決算数値 149.1%

短期的には中長期財政見通しで推計している100%未満を目指し、長期的には県内市町平均以下を目指します。

(5) 起債現在高（普通会計ベース）

○短期：標準財政規模比 200.0%未満 長期：県内市町平均以下

○平成29年度決算数値 329.2% (参考) 平成29年度県内市町平均 176.2%
平成30年度決算数値 313.4%

短期的にはプライマリーバランスの黒字を堅持し、標準財政規模比 200.0%未満、長期的には県内市町平均以下を目指します。

(6) 財政調整基金、減債基金現在高の確保

○短期：標準財政規模比 12.80%以上の維持・確保 長期：県内市町平均以上

○平成29年度決算数値 25.95% 平成30年度決算数値 22.40%
(参考) 平成29年度県内市町平均 26.04%

災害などの緊急的な財政需要に充当、あるいは財源調整に使用する財政調整基金及び減債基金は、健全化に向けた財政運営の年度間調整を行いつつ、短期的には実質赤字比率の本市における早期健全化基準である標準財政規模比 12.80%を最低限維持・確保し、長期目標においても、財政の安定の観点から県内平均以上を維持することを目指します。

5 市財政の安定に向けた運営方針の目標

(1) 事業の新規・拡大にかかる方針

新規事業の実施や既存事業の拡大にあたっては、市民ニーズの度合いをはじめとした事業の必要性や財政負担の程度、費用対効果などを十分に検証するとともに、所期の目的を達成した、あるいは需要が乏しいと考えられる事業を廃止したうえで新たな事業の立ち上げなどを行う「スクラップ・アンド・ビルド」と、新規事業や既存事業の拡大を行う際に、あらかじめその達成目標と事業終期を設定する「サンセット方式」によることを原則として実施します。

なお、大きな財政負担を伴う事業の実施については、毎年策定する中長期財政見通し等を通じて、その可否を十分に検討していくこととします。

(2) 市税収入をはじめとしたより一層の財源確保

財政構造の改善のためには、歳出抑制はもとより、一層の財源確保が必要となります。

このために、企業立地による税収確保など、あらゆる財源確保策を講じていくこととします。

(3) 実質単年度収支の均衡

決算ベースでの実質単年度収支の赤字が数年続くことは、財政構造が財政調整基金からの繰入に頼った状態になっていると言えます。従って、今後の財政運営にあたっては、災害発生などの特段の事情が無い限り、3年を超えて連続して実質単年度収支の赤字が出ないことを目標とします。

(4) 国県等補助金や交付税措置のある起債の積極的活用

投資的経費の財源については、国県の補助施策や経済対策（国の補正予算）などを積極的に活用するとともに、起債については、後年度の元利償還金にかかる一定部分の普通交付税での跳ね返りを念頭におき、交付税算入の手厚い起債の積極活用を行います。

(5) プライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字継続

本市にあつては、実質公債費比率や将来負担比率の低減に向け、ここ数年間においては実質的なプライマリーバランスの黒字（第三セクター等改革推進債の発行額を除く）を続けています。

今後においても、これを継続することを財政運営の基本としますが、投資的経費需要の年度間バランスにより臨時的に赤字となる場合があったとしても、これが常態化することが無いよう、事業実施と起債発行額の平準化により、着実に起債残高の減少につながるよう取り組みます。

(6) 起債資金の安定的かつ低利での調達や利率見直し

起債資金の調達にあたっては、財政融資資金等公的資金の活用をはじめ、銀行等引受資金の借入についても、安定的に資金の確保を図るとともに、将来の財政運営への影響を最小限にできるようその借入条件などについて十分検討を行います。

(7) 予算・決算をはじめとしたわかりやすい財政情報の公表

法に基づく予算・決算情報の公表はもとより、予算の詳細概要や中長期的な財政の見通しなどについて、市民にわかりやすい資料を調製のうえ公表していくこととします。

6 今後留意を必要とする点

(1) 高齢化及び人口減少社会への対応

社会保障人口問題研究所による本市の人口推計では、令和27年（2045年）まで人口が増加し、その後緩やかに減少すると予測されており、平成27年度策定の「栗東市人口ビジョン」においては、出生率を維持し、20歳代の人口流入を現状以上とすること、また、高齢化率の抑制など更なる人口の安定化のために、子育て世代である35～44歳人口の流出を抑制していくことが必要とされています。

これを受けた「栗東市総合戦略」においては、本市の人口を将来的に安定したものとするために、「まち」「ひと」「しごと」にかかる基本目標を立て、「交通の要衝」や「豊かな自然・歴史・文化」「馬」などまちの特長や強みを活かした施策の展開を図ることとしています。

人口減少が地域経済の縮小や活力の低下を招く恐れがある一方で、高齢化の進行が介護・医療などの社会保障費をはじめとした行政需要の増加にもつながるものと考えられ、今後予測される人口減少・高齢化といった大きな構造の変化は、市の行財政運営に大きな影響を及ぼすことから、上述の総合戦略に基づく施策のしっかりとした展開と、行財政運営のあり方を大きく見直す必要について深く認識をしておかなければなりません。

(2) 老朽施設等長寿命化への対応

建設・整備から長年が経過した公共施設や社会基盤について、「公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画を策定し、施設の長寿命化等についてその優先性や財政状況を踏まえつつ、具体的な取り組みを検討していかねばなりません。

(3) 今後想定される大規模事業への対応

環境センターの更新をはじめ、今後の事業実施が想定される大規模な事業については、これからの財政状況をしっかりと踏まえながら、実現性のある事業スキームの検討、事業実施にかかる財源の確保、実施事業の取捨選択に努め、財政運営への影響を最小限にとどめていかねばなりません。

■用語解説（ペンディング）

○維持補修費

地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費。修繕料。

○一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもの。地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、また、特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされている。

○一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。

一般には、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金などを一般財源といい、特に、地方税、地方譲与税及び地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。

○基金現在高

特定の目的等のために地方公共団体が積み立てる基金（貯金）の残高。

○起債許可団体

市町村・特別区等が地方債を発行する場合には、都道府県知事に協議をしなければならないが、実質公債費比率が18%以上の団体、一定以上の実質赤字額を生じた団体は、早期是正措置を講ずるため、地方債発行にあたって都道府県知事の許可が必要となる。これが起債許可団体。

○起債現在高

これまでに発行した起債（借金）の残高。

○起債同意団体

平成18年度の起債許可制度から起債協議制度への移行により、それまでの国又は都道府県の許可に基づいて起債を借り入れていたものが、「協議」という手続きを経て借入を行うことができるようになった。この制度の中で、実質公債費比率が18%未満若しくは一定以上の実質赤字額が無い団体は、「同意」により起債を借り入れることができる起債同意団体となる。

○義務的経費

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費を言い、人件費・扶助費・公債費の3つの費目がこの経費とされている。

○銀行等引受資金

地方債資金のうち、金融機関等から借入などにより調達する資金をいう。

○経常収支比率

人件費・扶助費・維持補修費・公債費（起債の返済）などの経常的に支出する経費に対して、市税をはじめとした用途を制限されない経常的な収入がどれだけ充てられているかを見て、財政の弾力性を判断する指標。下記の計算式で求める。

$$\text{経常経費（支出）} \div \text{充当一般財源} \div \text{経常一般財源（収入）} \times 100$$

○経常的に支出する経費（経常的経費）

経常的経費は、年々持続して固定的に支出される経費を言い、おおまかには、人件費、物件費、維持

補修費、扶助費、補助費等及び公債費を経常的経費というがこれらの費目の中でも、臨時的な要因によって支出を行う臨時的経費も含まれる。

○減債基金

公債費（起債の償還金）は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支払わなければならない義務的経費であるため、これの増加が地方財政の弾力性を失わせ、市民サービスに影響を及ぼす懸念がある。このため、公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金の総称が減債基金。

○公共施設最適化事業債

公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の集約化及び複合化事業に活用することができる起債。

○公共施設等総合管理計画

平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で総務大臣より各地方公共団体あて策定が要請された計画。

地方公共団体における厳しい財政状況、今後の人口減少等を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。

○公共施設等の除却債

公共施設等管理計画に基づく公共施設等の除却に活用することができる起債。

○公債費

起債の元金及び利子の償還金。

○交付税措置のある起債

建設事業等を行うために借り入れた起債のうち、後年度にその元利償還金の一部が普通交付税算定の基準財政需要額に算入される起債。

（例）災害復旧事業債、学校教育施設等整備事業債、補正予算債、緊急防災・減債事業債など

○財政健全化に向けた選定団体

財政健全化判断比率をはじめ、財政上の様々な指標が国の選定基準に該当する場合、その改善に向けた具体的な方策の聴き取り対象となる団体。

○財政健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年度算定し、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければならない比率。

○財政健全化法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号）の略称。

財政健全化判断比率において毎年度の財政状況をチェックし、早期健全化基準と財政再生基準を超える地方公共団体には、それぞれ財政健全化計画、財政再生計画の策定・実施が義務づけられている。

○財政再生団体

財政健全化判断比率のうち「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」のいずれかが財

政再生基準以上の団体。この場合は、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに県知事を経由して総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。この同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の発行ができない。また、再生計画の実施状況を議会に報告し公表しなければならない。財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更など必要な措置の勧告を受けることとする。

○財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。

地方公共団体の財政は、経済状況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期できない収入減や支出増に備え、一定程度の積立（貯金）をしておくことが安定的な財政運営につながる。こうした主旨から設けている基金を財政調整基金と言う。

○財政融資資金等公的資金

財政融資資金法に基づき、政府が調達し地方公共団体などの事業に供給される資金等の公的資金。

○サンセット方式

行政の膨張と予算の硬直化を防ぐための縮減管理の有力な技法として、行政機関の設置や事業費の計上について終期を設定する方法。終期が到来すると新たな措置が講じられない限り、その事業は自動的に廃止される。

○滋賀県市町振興資金借換債

栗東市の財政改革や土地開発公社の抜本的な改革を財政的な側面から支援するため、滋賀県において設けられた滋賀県市町振興資金の借換制度。これにより、同資金の低利への借換や年度ごとの償還額の平準化が図られた。

○実質赤字比率

一般会計などの実質赤字が標準財政規模に占める割合。

○実質公債費比率

一般会計などが負担する公債費（起債の返済）が標準財政規模に占める割合。

この比率が25%以上になると「早期健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になる。

この比率は、下記の計算式で求められる。

$(A+B)-(C+D)/(E-D)$ の算式で求めた数値の三カ年平均を用いる。

A:起債の元利償還金

B:歳出のうち元利償還金に準ずるもの

C:元利償還金に充てられる特定財源

D:普通交付税の標準財政需要額に算入された起債の元利償還金

E:標準財政規模

○将来負担比率

一般会計などが将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合。

この比率が350%以上になると「早期健全化団体」になる。(財政再生基準は制度としてない。)

この比率は、下記の計算式で求められる。

$$A \cdot (B+C+D) / E \cdot F$$

A:将来負担額

B:充当可能基金額

C:特定財源見込額

D:地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E:標準財政規模

F:元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

○スクラップ・アンド・ビルド（方式）

事業費の膨張を防ぐために、新規・拡大事業を計画する場合には、それに相当するだけの既存事業の廃止・縮減を必要とする考え方。時代的使命を終えた事業や費用対効果の低い事業を廃止（スクラップ）して、住民ニーズや費用対効果の高い事業に刷新・再構築（ビルド）することを基本とする。

○セーフティーネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。市民生活の様々な面に関わる安全網。

○早期健全化団体

財政健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに県知事へ報告する。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表する。さらに、早期健全化基準以上となった場合は、地方公共団体の長は外部監査を受けなければならない。

○第三セクター等改革推進債

地方財政法に規定されている第三セクターなどの抜本的な改革に必要な一定の経費に充てる地方債の特例規定に基づき「地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合」に借入が認められる起債。栗東市にあっては、これを活用して栗東市土地開発公社の解散を行った。

○定性的目標

性質、特性などを用いた目標。

○定量的目標

具体的な量、数値を用いた目標。

○投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。普通建設事業費、災害復旧事業費などがあげられる。

○標準財政規模

地方公共団体の一般財源（使途が特定されていない財源）の標準規模を示すもので、税収入・各種

譲与税・県税交付金などで構成される。

この内容は、下記の計算式で求められる。

$$[A-(B+C)] \times 100/75+(B+C)+D$$

A:基準財政収入額

B:地方譲与税

C:交通安全対策特別交付金

D:普通交付税

○扶助費

主に社会保障、福祉的な扶助経費として被扶助者に支出される経費など。

人件費、公債費とともに義務的経費に属している。近年、この経費の伸びが著しい。

○普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。一般会計及び特定の場合に設置される特別会計によって構成される。

(栗東市の場合：一般会計、土地取得特別会計、墓地公園特別会計、栗東駅前土地区画整理事業特別会計、栗東新都心土地区画整理事業特別会計)

○普通交付税

地方交付税制度は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するとともに、全国どこに住んでいる人にも、標準的な行政サービスを提供できるよう、地方公共団体の財源を保障する制度。

地方交付税の総額は、所得税をはじめとした国税 5 税の一定割合と地方法人税の全額を基本とし、普通交付税は地方交付税総額の 96%となっている。

個々の地方公共団体の普通交付税の額は、基準財政需要額（統一的な計算方法で求めた各団体の標準的な行政サービスを提供するための財政需要）から、基準財政収入額（標準的な税収見込み額等の一定割合）を除いた額をもとに決定される。

○普通交付税の不交付団体

基準財政需要額が基準財政収入額を下回ることにより、普通交付税が交付されない団体。

○プライマリーバランス

一般的に言われるプライマリーバランスは、「公債の利払い費と元金償還費を除いた歳出と、起債借入収入を除いた歳入のバランスを見るもの」とされており、言い換えれば、単年度における起債元利償還額と起債借入額とのバランスで計算されているが、本市においては起債残高を確実に減らしていくために、一般的に言われるものよりも厳しい条件として、起債元金償還額と起債借入額とのバランスで計算をしている。

(計算式) 単年度における起債の元金償還額－起債借入額

上記の算式数値がプラスであれば、プライマリーバランスは黒字ということになり、年度末の起債現在高が減少している状態となる。

○プラス創造型改革

栗東市第七次行政改革大綱に謳われた新たな改革手法。

従来までの「抑制型」の改革だけでなく、「新しい公共」「地域資源の有効活用」「企業や大学等との連携交流等による新たな価値観」などを創造する公共領域の再構築に向けた改革。

○栗東市土地開発公社

栗東市土地開発公社は、平成4年4月、栗東市総合計画の推進に必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とし、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、栗東市の全額出資により設立された。

しかし、新幹線新駅設置事業の中止により、その経営環境が極めて厳しい状況に陥ったため、栗東市による第三セクター等改革推進債の活用により平成25年度末をもって解散した。

○類似団体

人口と産業構造の2要素の組み合わせによって、地方公共団体をいくつかの類型に分類した中で、同一類型にいる団体。

○連結実質赤字比率

一般会計等に全公営企業会計を含めた全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合。